

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第76期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	マックス株式会社
【英訳名】	MAX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 三井田 孝 嗣
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
【電話番号】	東京(03)3669—0311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 加 門 照 廣
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
【電話番号】	東京(03)3669—0311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 加 門 照 廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (百万円)	45,898	50,185	55,039	59,472	65,101
経常利益 (百万円)	3,822	4,213	5,358	5,894	7,541
当期純利益 (百万円)	1,328	3,391	3,130	3,565	4,472
純資産額 (百万円)	54,071	55,714	57,585	61,141	64,226
総資産額 (百万円)	68,546	70,492	72,714	77,276	82,316
1株当たり純資産額 (円)	1,021.83	1,079.50	1,116.27	1,185.80	1,246.11
1株当たり当期純利益 (円)	23.69	64.09	59.47	67.83	86.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.9	79.0	79.2	79.1	77.9
自己資本利益率 (%)	2.4	6.2	5.5	6.0	7.1
株価収益率 (倍)	36.47	19.11	20.80	26.08	20.50
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,518	5,930	3,817	3,405	6,506
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△722	△2,633	△3,093	△541	△5,082
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,073	△2,500	△1,270	△1,381	△1,537
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	4,623	5,386	5,026	6,592	6,496
従業員数 (名)	1,658 [426]	1,616 [422]	1,625 [426]	1,612 [449]	1,598 [495]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員数を外書で記載しております。

4 純資産額は、第76期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	(百万円)	45,147	49,301	54,393	58,871	64,256
経常利益	(百万円)	3,645	4,073	5,362	5,890	7,218
当期純利益	(百万円)	1,216	3,379	3,120	2,343	4,242
資本金	(百万円)	12,367	12,367	12,367	12,367	12,367
発行済株式総数	(株)	54,761,626	54,761,626	54,761,626	54,761,626	54,761,626
純資産額	(百万円)	54,480	56,174	58,112	60,274	62,989
総資産額	(百万円)	68,795	70,763	73,149	75,696	80,949
1株当たり純資産額	(円)	1,029.58	1,088.43	1,126.52	1,168.96	1,223.65
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円)	22 (—)	24 (—)	26 (—)	31 (—)	35 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	21.61	63.87	59.28	44.10	82.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	79.2	79.4	79.4	79.6	77.8
自己資本利益率	(%)	2.2	6.1	5.5	4.0	6.9
株価収益率	(倍)	39.98	19.18	20.87	40.11	21.62
配当性向	(%)	101.8	37.6	43.9	70.3	42.5
従業員数	(名)	962 [320]	964 [304]	956 [288]	946 [297]	952 [323]

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員数を外書で記載しております。
4 純資産額は、第76期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

2 【沿革】

昭和17年11月	山田航空工業株式会社の名称で、群馬県高崎市東町80番地に、航空機のウイング部品メーカーとして設立。
昭和20年9月	山田興業株式会社と商号変更し、事務器(主としてホッチキス)の生産を開始。
昭和24年10月	販売体制確立のため、スマート製販株式会社を設立。
昭和29年10月	スマート製販株式会社をマックス製販株式会社と商号を変更。
昭和30年9月	山田興業株式会社をマックス工業株式会社と商号を変更。
昭和35年1月	マックス倉賀野株式会社設立。(現・連結子会社)
昭和35年12月	高崎工場(群馬県高崎市)を新設し、ホッチキス及び製図機械の生産体制を確立。
昭和38年6月	マックス工業株式会社及びマックス製販株式会社は、産業用綴止機械のメーカーであるボステッチインコーポレイテッドと資本・技術・販売の三部門にわたって提携。
昭和38年8月	藤岡工場(群馬県藤岡市)を新設し、綴針及びステーブルの生産体制を確立。
昭和39年11月	マックス工業株式会社はマックス株式会社と商号を変更し、マックス製販株式会社を吸収合併。
昭和41年3月	美克司香港有限公司設立。(現・連結子会社)
昭和42年6月	本店を群馬県高崎市東町80番地より、東京都台東区上野5丁目4番5号に移転。
昭和45年3月	東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和45年10月	常磐マックス株式会社設立。(現・連結子会社)
昭和46年3月	大阪・名古屋証券取引所各市場第二部に上場。
昭和48年3月	資本・技術・販売の三部門につき提携関係にあったテキストロンインコーポレイテッドの持株比率50%へ(昭和40年9月ボステッチインコーポレイテッドは、テキストロンインコーポレイテッドに吸収合併)。
昭和48年6月	兵庫マックス株式会社(現岡山マックス株式会社)設立、以降平成19年6月までに統廃合し、9販売会社が存続。(現・連結子会社)
昭和50年3月	東京・大阪・名古屋証券取引所各市場第一部に指定替え。
昭和54年12月	防長マックス株式会社設立。
昭和55年9月	マックス物流倉庫株式会社設立。(現・連結子会社)
昭和56年5月	本店を東京都台東区上野5丁目4番5号より東京都中央区日本橋箱崎町6番6号に移転。
昭和63年3月	マックスサービス株式会社(現マックスサービスファクトリー株式会社)設立。(現・連結子会社)
昭和63年3月	決算期を9月20日から3月31日に変更。
昭和63年10月	玉村工場(群馬県佐波郡玉村町)を新設し、図形機器の生産体制を強化。
平成2年2月	高崎工場敷地内に開発センター新設。
平成2年10月	MAX FASTENERS(M)SDN. BHD. 設立。(現・連結子会社)
平成3年10月	玉村工場の敷地内に、エアネイラ専用工場を新設し、供給体制を拡充。
平成5年7月	高崎工場敷地内に、システム釘打機専用工場を新設し、生産体制を強化。
平成5年7月	MAX USA CORP. 設立。(現・連結子会社)
平成5年9月	ザ・スタンレイ・ワークス社との資本提携契約解消(昭和61年9月 ザ・スタンレイ・ワークス社のテキストロンインコーポレイテッド・ボステッチ事業部買収にともない、テキストロンインコーポレイテッド所有の当社株式もザ・スタンレイ・ワークス社に譲渡)。
平成5年12月	スタンレイ・ボステッチ・インコーポレイテッドとの業務提携契約解消。
平成9年6月	藤岡工場の増産・合理化を目的とした再開発工事を完了し、全面操業を開始。
平成10年12月	高崎工場・藤岡工場・玉村工場にて、ISO9001の認証を取得。
平成11年6月	玉村工場にて、ISO14001の認証を取得。
平成12年2月	高崎工場にて、ISO14001の認証を取得。
平成12年8月	株式会社神和製作所(現・連結子会社)およびシンワハイテク株式会社の全株式取得。
平成13年2月	藤岡工場にて、ISO14001の認証を取得。
平成13年4月	株式会社神和製作所を存続会社とし、シンワハイテク株式会社と合併。新商号はマックスシンワ株式会社。(現・連結子会社)
平成14年5月	高崎工場は、生産部門を藤岡工場と玉村工場に移管し、高崎事業所として開発とアフターサービス事業に特化。
平成15年1月	名古屋証券取引所(市場第一部)の上場を廃止。
平成15年4月	常磐マックス株式会社を存続会社とし、防長マックス株式会社と合併。新商号はマックスファスニングシステムズ株式会社。(現・連結子会社)
平成16年4月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得。
平成17年8月	タイに釘打機の生産を目的とするMAX(THAILAND)CO., LTD. を設立。
平成18年2月	オランダに販売会社MAX EUROPE B.V. を設立。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社27社及び関連会社1社で構成され、ホッチキス、タイムレコーダ、文字表示機器、オートステープラ等を中心としたオフィス機器と釘打機械、エアコンプレッサ、鉄筋結束機、浴室暖房・換気・乾燥機、全熱交換型全館24時間換気システム等を中心としたインダストリアル機器の製造販売を主な事業内容としております。

更に事業に関連する物流、その他のサービス等の活動を展開しております。

当企業集団の事業に係わる位置づけは次の通りであります。

オフィス機器……………当社が製造販売するほか、子会社MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.、美克司電子機械(深圳)有限公司等で製造しており、当社で仕入れて販売しております。

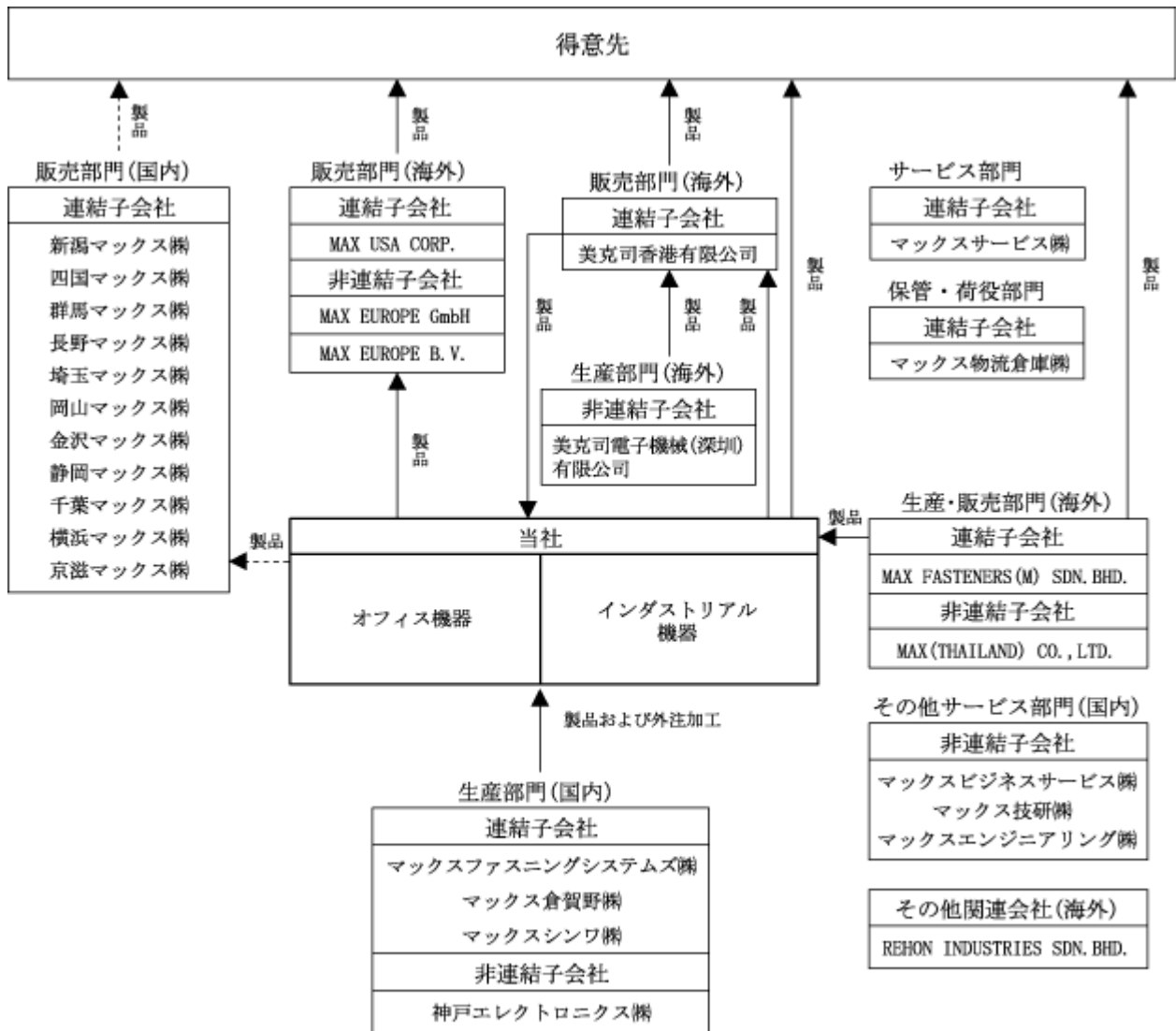
インダストリアル機器……当社が製造販売するほか、子会社マックスファスニングシステムズ(株)、マックスシンワ(株)、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 等で製造しており、当社で仕入れて販売しております。

当社の販売の一部は、販売代理商である新潟マックス(株)等の子会社により行っており、海外での販売の一部は、MAX USA CORP.等の海外子会社を通じて行っております。製品等の保管・荷役については、子会社マックス物流倉庫(株)が行っております。また、アフターサービス及び修理については、子会社マックスサービス(株)が行っております。

なお、群馬マックス(株)及び長野マックス(株)は、国内マーケティング機能の効率化を目的に平成19年4月1日付で、埼玉マックス(株) (存続会社) と合併致しました。

また、マックスサービス(株)は事業内容の拡大に伴い、平成19年4月1日付で商号をマックスサービスファクトリー(株)に変更しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) ◀----- 印は販売代理商である連結子会社に係るものを示しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) ※1 マックスファスニング システムズ㈱	茨城県北茨城市	315	インダストリアル 機器	100	—	当グループインダストリアル 機器を製造している。なお、 当社より借入を受けている。 当社所有の土地及び建物等を 賃借している。 役員の兼務…1名
新潟マックス㈱	新潟県三条市	20	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
四国マックス㈱	香川県高松市	16	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
群馬マックス㈱	群馬県前橋市	15	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
長野マックス㈱	長野県松本市	12	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
埼玉マックス㈱	埼玉県さいたま市 北区	20	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
岡山マックス㈱	岡山県岡山市	33	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
金沢マックス㈱	石川県金沢市	25	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
静岡マックス㈱	静岡県静岡市 駿河区	30	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
千葉マックス㈱	千葉県四街道市	20	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
横浜マックス㈱	神奈川県横浜市 旭区	48	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
京滋マックス㈱	京都府京都市 伏見区	25	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社の販売代理商として当社 製品を販売している。
マックス物流倉庫㈱	群馬県佐波郡 玉村町	30	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当グループ製品の保管・荷役 を行っている。 役員の兼務…1名
マックスサービス㈱	群馬県高崎市	80	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当グループ製品のアフターサ ービス及び修理を行ってい る。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
マックス倉賀野(株)	群馬県高崎市	40	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当グループ製品を製造している。なお、当社より借入を受けている。 役員の兼務…1名
※1 マックスシンワ(株)	埼玉県川口市	100	インダストリアル 機器	100	—	当グループインダストリアル 機器を製造している。当社所 有の土地及び建物等を賃借し ている。 役員の兼任…1名
MAX USA CORP.	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	千USドル 300	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当社製品を販売している。
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	マレーシアケダ州	百万MAR 8	オフィス機器 インダストリアル 機器	90 (3)	—	当グループ製品を製造販売し ている。なお、当社より債務 保証を受けている。 役員の兼務…1名
美克司香港有限公司	中華人民共和国 香港九龍	百万HKドル 3	オフィス機器 インダストリアル 機器	100	—	当グループ製品を製造販売し ている。 役員の兼任…1名

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の(内書)は、間接所有分であります。

3 ※1は、特定子会社であります。

4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

(平成19年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
オフィス機器	598 [198]
インダストリアル機器	1,000 [297]
合計	1,598 [495]

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員数を外書に記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

(平成19年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
952 [323]	40.97	16.64	7,531

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員数を外書に記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当グループ(当社及び連結子会社)のうち、当社においては、マックス製販労働組合(販売関係)とマックス工業労働組合(生産関係)の2組合がありますが、いずれの組合も上部団体には加盟していません。また、特記すべき事項もありません。

なお、平成19年3月31日現在の組合員総数は722名で、その内訳はマックス製販労働組合員数293名、マックス工業労働組合員数429名であります。

連結子会社においては労働組合は結成されていません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の拡大による好調な輸出を背景に、企業収益は高水準で推移し、これに伴い設備投資は引き続き増加傾向で、また個人消費も底堅く推移いたしました。

このような状況の下で当グループは、経営方針を「21世紀に成長するマックスを創る為に、顧客を知り、顧客の支持を高める」と定め、事業成長と収益構造の再構築による成果の拡大に、グループを挙げて取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は651億1百万円で前連結会計年度に比べ9.5%の増収、営業利益は68億6千5百万円で前連結会計年度に比べ27.5%の増益、経常利益は75億4千1百万円で前連結会計年度に比べ28.0%の増益、当期純利益は44億7千2百万円で、前連結会計年度に比べ25.4%の増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・オフィス機器事業

国内では、“ユニバーサルデザイン(UD)”を基本コンセプトとして製品展開に取り組み、新製品のハンディタイプ・UDホッチキス「サクリ」やUDタイムレコーダが、売上に寄与しました。また、食品表示規制の強化を背景に事業拡大に取り組んでいる、中小食品加工業者向けラベルプリンタが伸長しました。

海外では、アジア市場を中心にチューブマーカー「レタツイン」やビーポップが伸長しました。

オートステープラは、複写機のデジタル化・カラー化やP.O.D(プリント・オン・デマンド)のニーズが高まる中で、中綴じ(簡易製本)用・中高速機用オートステープラが伸長しました。

この結果、売上高は234億5千5百万円で前連結会計年度に比べ、5.6%の増収、営業利益は52億7千万円で、11.4%の増益となりました。

・インダストリアル機器事業

国内機工品では、新設住宅着工戸数が堅調に推移する中で、高圧釘打機・ねじ打機や消耗品のねじが伸長し、新規のコンクリートツール事業は、鉄筋結束機の普及拡大に加えて、ガスネイラが売上に寄与しました。

住環境機器では、厳しい市場環境の下で主力の浴室暖房換気乾燥機や24時間全熱交換型換気システムが伸長し、さらに住宅用火災警報器などが改正消防法の実施に伴う設置義務化を背景に、売上に寄与しました。

海外では、堅調な欧州経済と円安を背景に、フレーミングネイラやガスネイラ、さらに高圧釘打機・コンプレッサなどが伸長しました。加えて鉄筋結束機が、欧州を中心に引続き普及を拡大するなど、好調に推移しました。

この結果、売上高は416億4千5百万円で前連結会計年度に比べ、11.8%の増収、営業利益は15億9千5百万円で、大幅な増益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、65億6百万円の収入となりました。前連結会計年度に比べ、税金等調整前当期純利益が18億8千6百万円増加したこと及びたな卸資産の増加額が11億7千6百万円減少したこと等により、収入は31億1百万円増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、50億8千2百万円の支出となりました。前連結会計年度に比べ、有価証券及び投資有価証券の償還及び売却額と取得額の差引き額が58億1千1百万円増加したこと等により、支出が45億4千万円増加しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、15億3千7百万円の支出となりました。前連結会計年度に比べ、借入による収入1億円がありましたが、配当金の1株当たり26円から31円への増配に伴い、配当金の支払額が2億5千6百万円増加したため、支出が1億5千6百万円増加しております。

これらの結果、現金及び現金同等物は期首残高より9千5百万円減少し、期末残高は64億9千6百万円となっております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
オフィス機器	21,556	△3.1
インダストリアル機器	43,364	11.3
合計	64,920	6.1

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当グループは需要見込による生産方式をとっています。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
オフィス機器	23,455	5.6
インダストリアル機器	41,645	11.8
合計	65,101	9.5

- (注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

① 企業価値の向上

当グループ(当社及び連結子会社)は中期的には、株主資本利益率を上げていくために既存事業の収益構造を再構築するとともに、新たな事業成長に向けて取り組んでまいります。

オフィス機器事業におきましては、「ホッチキスのマックス」のブランド力を生かし、量販・通販など流通構造の変化に伴い、販売チャンネルに適した新製品を順次投入するとともに、食品表示規制の強化に合わせて、小型ラベルプリンタ市場における事業基盤の確立に取り組んでまいります。オートステープラにつきましては、複写機のデジタル化・カラー化に伴うPODニーズが高まっていることを背景に、中綴じ機の装着率アップによる事業成長と、新しいフィニッシャーの事業化に取り組んでまいります。

インダストリアル機器事業におきましては、他社にない空圧・ガス・バッテリー全てのエネルギー源を有する技術基盤を背景に、10年先行した高圧釘打機、国産初のガスネイラ開発、プロ用電動工具に初のリチウムイオン電池を搭載するなど、独自の製品展開を進め、合わせて市場規模の大きい北米市場に対しては、新設したタイ工場生産によりコスト競争力を強め、ルーフィング・フレーミングネイラを供給し、シェア拡大に取り組んでまいります。住環境機器は、事業拡大を優先し投入を先行してきましたが、既存の浴室暖房換気乾燥機・24時間換気システムに、住宅用火災警報器・ディスプレイ・床暖房システムなどの新製品系列を加え、マンション・戸建住宅市場に対するマーケティング・シナジーを高め、収益性の向上に取り組んでまいります。

今後とも当グループは、お客様にとって使い勝手のよい新製品を提供し、ホッチキス・釘打機で培ったマックスブランドをとおしてお客様の信頼を高め、グローバルな競争に打ち勝ち収益性の向上とキャッシュ・フローの拡大を図り、事業経営の一層の充実を図ってまいります。

② 「環境保全」への対応

当グループは、「環境保全」を重要課題の一つとして捉え、商品の開発・製造から廃棄に至るまでの事業活動や、業務面における環境にやさしい事務用品の使用など、あらゆる面から生じる環境負荷に対して、その削減に取り組んでおります。

既に、群馬県2工場(玉村・藤岡)ならびに高崎事業所は、各々ISO14001の認証を取得しております。

③ 「個人情報保護」への対応

当グループは、顧客情報資産の保全と社内情報資産の保全を重要な課題として捉え、個人情報保護法への対応を図り、情報セキュリティ基本方針を定め情報資産の機密性、完全性、可用性の確保に努めています。なお、「情報セキュリティ・マネジメント・システム(ISMS)」の認証を取得しております。

④ 当社株式の大規模買収行為に関する対応方針(買収防衛策)について

当社は、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(以下「本プラン」といいます。)を以下のとおり決定いたしました。

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株

券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も加算するものとし、)又は(ii) 特定株主グループが(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、)
- (注3) 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株券等の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の証券市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の決定の方針を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記III. に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業時に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長して行く集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長す

るマックスを創るため、社員一人一人が事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスポーザ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、21世紀を迎え、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は、2007年4月に、2007年度から2009年度を対象とする「中期経営計画」を策定し、『21世紀に成長するマックスを創る為に、顧客を知り、顧客の支持を高める』との経営方針の下、さらなる顧客満足度の向上による事業成長を目指すとともに、得られた成果の株主の皆様への還元を高めることとするなど、事業成長と収益構造の強化に裏づけされた企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ.に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の証券市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様判断に必要なかつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

(1) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、まず、当社取締役会宛に大規模買付者の、①名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥現に保有する当社株券等の数及び今後取得予定の当社株券等の数、及び⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買

付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組合員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）
- ⑤ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

（2） 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4.をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1） 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわら

ず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、資料1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑨の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。

（いわゆるグリーンメーラー）

②当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。

③当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。

④当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。

⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。

⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。

⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

⑧中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

⑨公序良俗の観点から、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、資料2をご参照ください。

(2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置を発動した場合、その発動に伴って当社株主の皆様に行っていただく必要のある手続として、新株予約権無償割当てについては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

6. 本プランの導入手続及び有効期間

本プランは、平成19年6月28日に開催された第76回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの有効期間は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、本プラン導入時と同様に、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び証券取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認

させていただきます。

なお、本プランの有効期限前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期限前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ①当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記 I. に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランにつきましては、当初は当社取締役会決議によって発効いたしますものの、導入及び継続にあたっては、本年の定時株主総会並びに以降2年毎の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(資料1) 新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(資料2) 特別委員会規則 (概要)

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ①特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ②特別委員の人数は3名以上とする。
- ③特別委員は、当社社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(本プラン)に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員会の権限

- ①特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ②特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

(参考) 特別委員会の委員の略歴

(五十音順)

氏名 (生年月日)	略歴
内海 康男 (昭和16年9月12日生)	昭和40年4月 富士製鐵株式会社(現新日本製鐵株式会社)入社 平成3年11月 同社中国支店長 平成7年6月 同社退職 日鉄鋼管株式会社取締役 平成10年9月 同社取締役退任 新津田鋼材株式会社(現株式会社新津田)常務取締役 平成17年4月 同社顧問 平成17年6月 同社顧問退任

	当社監査役、現在に至る
得丸大輔 (昭和14年1月4日生)	昭和36年4月 八幡製鐵株式会社（現新日本製鐵株式会社）入社 平成6年3月 同社退職 平成8年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 竹内澄夫総合法律事務所弁護士、現在に至る 平成11年6月 当社監査役、現在に至る
清水俊行 (昭和22年2月15日生)	昭和45年11月 監査法人朝日会計社（現あずさ監査法人）入社 昭和49年3月 公認会計士登録 昭和62年8月 監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）社員 平成10年8月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）代表社員 平成13年1月 防衛調達審議会委員、現在に至る 平成15年6月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）退社 平成15年7月 清水公認会計士事務所開設、現在に至る

（注）内海康男及び得丸大輔の両氏は、当社の社外監査役であります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当グループが判断したものです。

① 国内新設住宅着工戸数の動向

当グループの事業のうち、インダストリアル機器事業の主要製品には、建築市場向けの釘打機、エアコンプレッサ等の空圧機械及びステープル・ネイル・ねじ等の消耗品、浴室暖房・換気・乾燥機等の住環境機器が含まれています。そのため、国内の新設住宅着工戸数の減少は、これらの製品の需要及びインダストリアル機器事業の業績に悪影響を及ぼす可能性があり、増加は好影響を及ぼす可能性があります。

② 為替レートの変動

当グループにおける海外への売上、海外からの調達等の一部には、外貨建取引が含まれており、円換算時の為替レート変動により影響を受けています。当グループの外貨建取引状況にあつては、一般に、主な通貨である米ドル・ユーロの円高及び香港ドル・タイバートの円安は業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 原材料価格の変動

当グループの製品のうち、ステープル・ネイル・ねじ及び鉄筋結束機用ワイヤ等の消耗品の原材料として普通線材を使用しています。また、ニッケル・アルミニウム・銅線などの原材料・部品を購入しております。当グループでは、収益構造の再構築を課題の一つに掲げ、コスト競争力の強化に継続して取り組んでいますが、急激な原材料価格の上昇は業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 製品品質に関わるもの

当グループでは、製品の品質を重視しており、開発・生産におけるISO9001の認証取得など、品質管理、品質保証の体制を整備しておりますが、全ての製品について欠陥が発生しないという保証はありません。製品の事故等が発生した場合は、顧客への告知及び製品の点検又は回収などの費用が発生し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報の漏洩、情報システムの破壊・破損

当グループでは、製品のより効率的な販売や顧客サービスの充実に目的として、顧客情報を活用したCRM(カスタマー・リレーションシップ・マネジメント)活動を展開しており、顧客情報の機密性及び受注情報の可用性については、「情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)」の認証取得などを通じ、情報セキュリティ維持向上を目指しています。また、ISMSリスク対応計画を立案し、人的、組織的、物理的、技術的に顧客情報漏洩対策を実施しています。システムの破壊・破損に対しても、事業継続計画を策定し訓練を実施していますが、情報漏洩やシステム破壊・破損が発生した場合、事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 知的財産保護の限界

当グループでは、他社と差別化した技術・ノウハウの蓄積やお客様のニーズに適合した製品開発等により、マックスブランドを通じ、お客様の信頼を高めてきました。また、当グループにおいて培った知的財産については、その重要性を認識し、保護手続をとっています。しかし、第三者による類似製品の製造を防止できない場合もあり、当グループの市場競争力に悪影響を及ぼす可能性があります。また、第三者所有の知的財産を侵害することのないよう細心の注意を払っていますが、知的財産を侵害されるとされる可能性もあり、そのことにより事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 退職給付債務

当グループにおける退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出しています。また、割引率は日本の国債の市場利回りを考慮して設定しています。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件を変更した場合、その影響は累積され、将来にわたって規則的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。さらなる割引率の低下や運用利回りの悪化は業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当グループの研究開発活動は、従来事業製品における固有技術の、[綴じる]、[打つ]、[締める]、[結ぶ]、[表示する]、に[穴あけ]と[快適住宅環境]を加え、技術の展開と深耕を基本に推進しております。新製品開発の原点として「お客様の声」を的確に捉え、製品が使われる現場でのニーズやウォンツを、お客様の作業の現場をつぶさに聴き、観察し、分析することから始める現場主義実践を活動の基本としています。また、これに加えて世の中の先進的技術を複合化させる事で、変化する顧客ニーズに適合させ、創意工夫とオリジナリティに富んだ製品開発、技術研究に取り組んでいます。

特に当連結会計年度は、オフィス機器事業の複写機内蔵用オートステープラ・文字表示機器・タイムレコーダ、インダストリアル機器事業の空圧工具・電動工具・結束工具／機器・住宅環境設備機器と、それらに伴う消耗品(ステープル・ネイル・結束ワイヤ・テープなど)の独自研究開発を推進すると共に、環境と安全対応としての製品アセスメントに積極的に取り組み、環境に優しく安全な環境保全の製品化に努めました。徹底した現場主義、顧客主義に基づく顧客ニーズと先端技術動向を的確に捉えるなかで、研究、開発実用化を加速し、これらを基盤にオフィス機器事業・インダストリアル機器事業の新製品展開と、次世代を担う新事業の探索、研究に努めております。

また、開發生産性の面におきましては、3次元CADをはじめ無響室、大型環境試験室と各種計測実験装置、設備の拡充により、研究設計作業の合理化を進め、3D設計・3Dモデル解析・PDM・CAM加工・RP活用での研究開発効率と精度の向上を図っております。これらシステムを機軸にデータベースを活用、生産部門と協働による開発期間の短縮、開発効率の向上、製品設計の向上に取り組むと共に、今後も継続して固有技術の創出を加速させる事によって競争優位の製品開発に取り組み、事業の拡大と業績の向上につなげてまいります。なお、当連結会計年度の研究開発費は、23億9千万円(オフィス機器事業9億3千2百万円、インダストリアル機器事業14億5千7百万円)であります。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当グループが判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 売上高及び営業利益

当グループの当連結会計年度の売上高は、オフィス機器、インダストリアル機器とも前連結会計年度を上回り、651億1百万円で前連結会計年度に比べ9.5%の増収となりました。オフィス機器の売上高は234億5千5百万円で5.6%の増収、インダストリアル機器の売上高は416億4千5百万円で11.8%の増収となっています。オフィス機器では、新製品のユニバーサルデザインホッチキス「サクリ」、中小食品加工業者向けラベルプリンタ、中綴じ（簡易製本）用・中高速機用オートステープラが伸長したことなどにより増収となっています。インダストリアル機器では、新設住宅着工戸数が堅調な中で、高圧の釘打機・ねじ打機、消耗品のねじが伸長したこと、住環境機器において、浴室暖房換気乾燥機や換気システムが伸長したこと、また新たに住宅用火災警報器がハウスメーカー向けに伸長したことなどにより、増収となりました。また海外では、欧州市場でフレーミングネイラ・ガスネイラ、高圧釘打機・コンプレッサが伸長し、欧州を中心に前連結会計年度に引き続き、鉄筋結束機が普及拡大したことなどにより、増収となりました。

営業利益は、68億6千5百万円で前連結会計年度に比べ27.5%の増益となりました。オフィス機器では、利益率の高いオートステープラの売上高が伸長したことなどにより、52億7千万円で、11.4%の増益となりました。インダストリアル機器では、新規事業として投入を先行した住環境が黒字に転換したこと、円安により海外向け売上が増加したことなどにより、15億9千5百万円と大幅な増益となりました。

② 営業外損益及び経常利益

営業外収益において、当連結会計年度は、前連結会計年度に比べ、レバレッジドリース投資利益が1億3千2百万円増加し、また受取配当金が8千8百万円増加しました。

この結果、経常利益は、前連結会計年度に対し、28.0%増加の75億4千1百万円となりました。

③ 特別損益及び当期純利益

当連結会計年度は、特別利益において投資有価証券売却益が2億4千3百万円ありました。当期純利益は44億7千2百万円で、前連結会計年度に比べ25.4%の増益となっています。

(2) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資産、負債及び純資産の状況

総資産は、前連結会計年度末に比べ、50億4千万円増加し、823億1千6百万円となりました。現金及び現金同等物は、下記「②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおり、9千5百万円減少しました。有価証券及び投資有価証券は、合計で28億3千2百万円増加しています。当グループにおける有価証券及び投資有価証券の主な部分は、将来の事業活動に使用するキャッシュを安定して確保することを目的に保有しているものです。営業活動によるキャッシュ・フローが増加したことにより、運用している有価証券が増加しています。また、連結会計年度末日が休日だったこと及び売上が伸長したことにより、受取手形及び売掛金が増加しています。建設仮勘定が増加しているのは、吉井工場の建設費用が発生しているためです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ、20億2千3百万円増加し、180億9千万円となりました。主に、税金等調整前当期純利益の増加に伴う未払法人税等の増加、退職給付引当金の増加並びに賞与引当金の増加によるものです。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ、30億1千7百万円増加し、642億2千6百万円となりました。主に当期純利益が44億7千2百万円と順調に推移したことによります。

また、主に未払法人税等の増加により負債合計が20億2千3百万円増加したことにより、自己資本比率は、前連結会計年度末の79.1%から77.9%に減少しました。

内部留保資金につきましては、現有事業資産を活かした新規事業、成長する市場・事業分野に投入してまいります。

② キャッシュ・フローの状況

当グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、前連結会計年度より31億1百万円多い65億6百万円のキャッシュを得ています。税金等調整前当期純利益が、18億8千6百万円増加したこと及びたな卸資産の増加額が11億7千6百万円減少したことにより、収入が増加しています。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度より45億4千万円多い50億8千2百万円のキャッシュを使用しています。前連結会計年度にあった関係会社株式の取得による支出及び定期預金の預入による支出がなくなりましたが、前連結会計年度に比べ、有価証券及び投資有価証券の取得による支出が30億1百万円増加したこと及び有価証券及び投資有価証券の償還及び売却による収入が28億1千万円減少したことにより、支出が増加しました。財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度より1億5千6百万円多い15億3千7百万円のキャッシュを使用しています。借入による収入が1億円ありましたが、配当金を1株あたり26円から31円に増配したことにより、支出が増加しました。

これらの結果、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度の65億9千2百万円から9千5百万円減少し、64億9千6百万円となりました。

当グループの運転資金需要の主なものは、製品製造のための原材料及び部品購入と製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用により発生しています。営業費用の主なものは、人件費及び販売促進費、荷造発送費等です。また、研究開発費の主なものは人件費であり、一般管理費の中に含まれています。

(3) 経営者の問題意識と経営戦略について

当グループは、グローバルな市場競争に打ち勝ち、収益性を維持・向上していくとともに、継続的な事業成長を進めるためには、お客様の視点からの企業価値向上が不可欠であると認識しています。

MACS(MAX Customer's Satisfaction)委員会を設置・運営を通じ、企業価値向上のための業務改革・体質変革を推進していきます。

具体的な施策としては、販売部門では、事業を5営業部に区分しそれぞれに新規事業領域を設定し、CRMを通して革新比率(売上高全体に占める、過去3年間に発売した新製品の比率)30%を達成することにより事業を拡大します。また、お客様のご要望をひろいあげ、いち早く製品や新サービスに反映させる体制を強化し、お客様に支持される製品づくりに取り組んでいます。生産部門では、お客様の需要に合わせたフレキシブルな生産体制を構築しながら、生産拠点の海外展開等により製造コストの低減に努めています。さらに、事業を小単位に区分し、事業毎の限界利益方式による営業利益管理を行い、収益構造改革を進めております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当グループは、合理化、増強及び品質の改善についての投資を行っており、主なものは、新製品金型、生産合理化投資であります。

当連結会計年度の設備投資の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度	
オフィス機器	883百万円
インダストリアル機器	1,680
合計	2,564

- (注) 1 上記の金額には無形固定資産への投資も含まれております。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	合計	
高崎事業所 (群馬県高崎市)	オフィス機器 インダストリアル機器	研究開発 設備等	404	54	864 (21,227)	96	1,421	204 [5]
藤岡工場 (群馬県藤岡市)	オフィス機器 インダストリアル機器	ホッチキス針 等生産設備	981	941	385 (19,157)	57	2,365	84 [63]
玉村工場 (群馬県佐波郡 玉村町)	オフィス機器 インダストリアル機器	エアネイラ等 生産設備	1,137	1,275	1,694 (60,799)	1,346	5,454	218 [210]
本社東京支店 (東京都中央区)	オフィス機器 インダストリアル機器	営業設備等	466	0	641 (1,050)	62	1,170	274 [10]
工場建設予定地 (群馬県多野郡 吉井町)	—	—	—	—	1,193 (71,067)	—	1,193	—
従業員寮 (千葉県市川市他)	—	福利厚生施設	364	0	145 (2,464)	0	510	—
その他事業所 (広島県広島市 西区他)	オフィス機器 インダストリアル機器	営業設備等	973	4	1,502 (17,719)	8	2,488	172 [20]

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	合計	
マックス ファスニ ングシス テムズ(株)	本社及び 常磐 事業所 (茨城県 北茨城市)	インダストリアル機器	ネイル等 生産設備	412	596	96 (15,355)	22	1,126	127 [30]
マックス 倉賀野(株)	本社及び 工場 (群馬県 高崎市)	オフィス機器 インダストリアル機器	エアコンプ レッサ等 生産設備	149	27	44 (8,653)	4	225	52 [41]
マックス 物流倉庫 (株)	本社 (群馬県 佐波郡 玉村町)	オフィス機器 インダストリアル機器	製品の保 管、荷役等 設備	0	24	— (—)	7	32	26 [17]
マックス サービス (株)	本社 (群馬県 高崎市)	オフィス機器 インダストリアル機器	製品の修理 等設備	0	0	— (—)	29	30	93 [37]
マックス シンワ(株)	本社 (埼玉県 川口市)	インダストリアル機器	研究及び浴 室暖房換気 乾燥機等生 産設備等	52	0	251 (952)	15	319	34 [11]
埼玉マッ クス(株) 他10販売 会社	本社 (埼玉県 さいたま 市北区他)	オフィス機器 インダストリアル機器	営業設備等	25	0	90 (1,889) [3,162]	1	117	105 [16]

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	合計	
MAX USA CORP.	本社 (アメリカ 合衆国 ニューヨ ーク州)	オフィス機器 インダスト リアル機器	営業設備等	—	3	— [2,842]	14	17	28 [3]
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	本社及び 工場 (マレーシ ア・ケダ 州)	オフィス機器 インダスト リアル機器	ホッチキス 等生産設備	125	75	— [12,037]	58	259	180 [—]
美克司 香港 有限公司	本社 (中華人民 共和国 香港)	オフィス機器 インダスト リアル機器	営業設備等	—	—	— [743]	2	2	1 [—]

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員数を外書で記載しております。
2 土地の〔外書〕は賃借の面積であり、年間賃借料は国内子会社30百万円、在外子会社14百万円であります。
3 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	数量	リース 期間	年間リース料 (百万円)
東京支店その他事業所 (東京都中央区他)	オフィス機器 インダスト リアル機器	営業用自動車	462台	48ヶ月	111
本社その他事業所 (東京都中央区他)	オフィス機器 インダスト リアル機器	電子計算機	1式	48ヶ月	55
本社その他事業所 (東京都中央区他)	オフィス機器 インダスト リアル機器	ファクシミ リ・コピー機	1式	60ヶ月	5

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	数量	リース 期間	年間リース料 (百万円)
埼玉マックス㈱ 及び国内子会社 15社	本社 (埼玉県さいたま 市北区他)	オフィス機器 インダスト リアル機器	営業用自動 車	90台	48ヶ月	29
埼玉マックス㈱ 及び国内子会社 10社	本社 (埼玉県さいたま 市北区他)	オフィス機器 インダスト リアル機器	ファクシミ リ・コピー 機	1式	60ヶ月	5

(3) 在外子会社

在外子会社は3社であり、少額のため記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
マックス	吉井工場 (群馬県多野 郡吉井町)	インダスト リアル機器	浴室暖房換 気乾燥機等 生産及び物 流倉庫	1,225	1,064	自己資金	平成18年 9月	平成19年 5月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,983,000
計	145,983,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	54,761,626	54,761,626	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	54,761,626	54,761,626	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成11年4月1日～ 平成12年3月31日 (注)	△4,017,000	54,761,626	—	12,367	△3,052	10,517

(注) 資本準備金による自己株式消却

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	54	23	306	59	1	3,084	3,527	—
所有株式数(単元)	0	29,980	206	6,640	2,436	1	14,975	54,238	523,626
所有株式数の割合(%)	0	55.29	0.38	12.24	4.49	0.00	27.60	100.00	—

(注) 1 自己株式3,284,861株は、「個人その他」に3,284単元、「単元未満株式の状況」に861株含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、3,284,861株であります。

2 上記「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が11単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	4,684	8.55
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	4,425	8.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,860	7.05
マックス共栄会第一持株会	東京都中央区日本橋箱崎町6-6	2,622	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,366	4.32
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	2,344	4.28
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	2,114	3.86
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	2,108	3.85
マックス共栄会第二持株会	東京都中央区日本橋箱崎町6-6	1,731	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,441	2.63
計	—	27,698	50.58

(注) 上記のほか当社所有の自己株式3,284千株(6.00%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,284,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,954,000	50,954	同上
単元未満株式	普通株式 523,626	—	同上
発行済株式総数	54,761,626	—	—
総株主の議決権	—	50,954	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,000株(議決権11個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式861株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) マックス株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町 6番6号	3,284,000	—	3,284,000	6.00
計	—	3,284,000	—	3,284,000	6.00

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項及び会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	25,407	43,081,586
当期間における取得自己株式	3,749	6,785,302

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	460	401,321	—	—
保有自己株式数	3,284,861	—	3,288,610	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、自己資本当期純利益率(ROE)を重視する中で事業の成長を図り、業績に裏づけされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

株主の皆様に対する配当は、前期より新しい株主還元政策として、連結決算を基準に配当性向40%を下限とし、また、純資産配当率につきましては、2.5%を目指しております。当期におきましては、当社グループの売上高は前期比9.5%の増収、営業利益は前期比27.5%の増益、経常利益は前期比28.0%の増益、当期純利益は前期比25.4%の増益となり、各々前期実績を上回ることができました。

当期の株主配当金につきましては、株主の皆様のご支援におこたえすべく、前期の1株につき普通配当31円を4円増配して、普通配当35円とさせていただきますと存じます。

なお、当期の内部留保資金の使途につきましては、将来における株主の皆様利益拡大のために現有事業資産を活かした新規事業、成長する市場・事業分野に投入してまいり所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会決議	1,801	35

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	1,115	1,237	1,323	1,820	1,880
最低(円)	665	782	1,010	1,169	1,491

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部の株価によります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年 10月	11月	12月	平成19年 1月	2月	3月
最高(円)	1,812	1,740	1,749	1,830	1,880	1,831
最低(円)	1,592	1,588	1,640	1,665	1,750	1,702

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部の株価によります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	CEO	三井田 孝 嗣	昭和22年3月10日生	昭和45年4月 当社入社 平成5年4月 営業本部機工品営業部販売統括グループ部長 平成7年6月 取締役営業本部業務推進部長兼業務推進グループ部長就任 平成7年10月 取締役営業本部販売統括部長就任 平成9年6月 常務取締役営業本部販売統括部長就任 平成10年4月 常務取締役経営企画室長就任 平成12年6月 専務取締役経営企画、IR・広報、システム統括担当就任 平成13年6月 専務取締役上席執行役員経営企画、IR・広報、システム統括担当就任 平成14年6月 代表取締役社長CEO就任(現)	2 (注2)	37
専務取締役	上席執行役員営業本部長兼事業企画担当	水 岡 恵 一	昭和21年11月20日生	昭和45年4月 当社入社 平成5年4月 海外営業部営業グループ部長 平成8年6月 取締役営業本部海外営業部長就任 平成13年6月 取締役退任、執行役員営業本部海外営業部長 平成14年6月 取締役執行役員営業本部海外営業部長就任 常務取締役執行役員営業本部海外営業部長就任 平成15年4月 常務取締役上席執行役員営業本部副本部長兼海外営業部長就任 平成16年4月 常務取締役上席執行役員営業本部長兼海外営業部長就任 平成16年7月 常務取締役上席執行役員営業本部長 平成17年6月 専務取締役上席執行役員営業本部長、兼事業企画担当就任(現)	2 (注2)	12
常務取締役	上席執行役員事業企画部長	平 沼 俊 夫	昭和22年8月29日生	昭和45年4月 当社入社 平成10年4月 営業本部機工品営業部長 平成10年6月 取締役営業本部機工品営業部長就任 平成13年6月 取締役退任、執行役員営業本部機工品営業部長 平成14年6月 取締役執行役員営業本部機工品営業部長就任 常務取締役執行役員営業本部機工品営業部長就任 平成15年4月 常務取締役執行役員事業企画部長就任 平成16年4月 常務取締役上席執行役員事業企画部長就任(現)	2 (注2)	9

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期 (年)	所有株式数 (千株)
常務取締役	上席執行役員 開発本部長	山田俊雄	昭和24年4月22日生	昭和43年4月 平成16年4月	当社入社 執行役員開発本部第一設計グループ部長、兼研究グループ、第二設計グループ、第三設計グループ担当	2 (注2)	5
				平成16年6月	取締役執行役員開発本部長兼第一設計グループ部長就任		
				平成16年10月 平成19年6月	取締役執行役員開発本部長就任 常務取締役上席執行役員開発本部長就任(現)		
取締役	上席執行役員 総務部長、兼 経理、IR・広報、 法務担当	加門照廣	昭和22年7月31日生	昭和47年9月 平成15年4月	当社入社 執行役員総務部長、兼経理、IR・広報担当	2 (注2)	8
				平成17年6月	取締役執行役員総務部長、兼経理、IR・広報担当就任		
				平成18年4月	取締役執行役員総務部長兼法務室長、兼経理、IR・広報担当就任		
				平成18年7月 平成19年6月	取締役執行役員総務部長、兼経理、IR・広報、法務担当 取締役上席執行役員総務部長、兼経理、IR・広報、法務担当就任(現)		
取締役	上席執行役員 生産本部長、兼生産 本部室長兼生産技術 部長、兼品質保証 担当	太田忠喜	昭和23年9月3日生	昭和46年4月 平成16年4月 平成17年6月	当社入社 執行役員生産本部生産技術部長 取締役執行役員生産本部副本部長兼生産技術部長就任	2 (注2)	4
				平成17年10月	取締役執行役員生産本部副部長、兼生産本部室長兼生産技術部長就任		
				平成18年4月	取締役執行役員生産本部長兼生産本部室長兼生産技術部長、兼品質保証担当就任		
				平成19年6月	取締役上席執行役員生産本部長兼生産本部室長兼生産技術部長、兼品質保証担当就任(現)		
取締役	上席執行役員 住環境機器営業部長	白石憲司	昭和22年5月3日生	昭和45年4月 平成18年4月	当社入社 上席執行役員営業本部住環境機器営業部長	2 (注2)	6
				平成19年6月	取締役上席執行役員住環境機器営業部長就任(現)		
取締役	執行役員 経営企画室長、兼 人事、システム統 括担当	松川彰	昭和23年10月10日生	昭和48年4月 平成15年4月	当社入社 執行役員人事部長、兼経営企画、システム統括担当	2 (注2)	5
				平成16年6月	取締役執行役員経営企画、人事、システム統括担当就任		
				平成19年4月	取締役執行役員経営企画室長、兼人事、システム統括担当就任(現)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期 (年)	所有株式数 (千株)
常勤監査役		塩谷敏夫	昭和22年4月15日生	昭和54年4月 平成15年10月 平成16年6月	当社入社 事業企画部参事 常勤監査役就任(現)	4 (注3)	1
常勤監査役		真砂厚	昭和24年4月28日生	昭和43年4月 平成17年10月 平成19年6月	当社入社 生産本部生産技術部工機製造グループ部長 常勤監査役就任(現)	4 (注4)	1
監査役		得丸大輔	昭和14年1月4日生	昭和36年4月 平成6年3月 平成8年4月 平成11年6月	八幡製鐵株式会社(現新日本製鐵株式会社)入社 同社退職 弁護士登録(第二東京弁護士会) 竹内澄夫総合法律事務所弁護士(現) 当社監査役就任(現)	4 (注4)	—
監査役		内海康男	昭和16年9月12日生	昭和40年4月 平成3年11月 平成7年6月 平成10年9月 平成17年4月 平成17年6月	富士製鐵株式会社(現新日本製鐵株式会社)入社 同社中国支店長 同社退職 日鉄鋼管株式会社取締役就任 同社取締役退任 新津田鋼材株式会社(現株式会社新津田)常務取締役就任 同社顧問就任 同社顧問退任 当社監査役就任(現)	4 (注3)	2
計							90

- (注) 1. 監査役 得丸大輔、内海康男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成19年6月の株主総会における選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役 塩谷敏夫、内海康男の両氏の任期は、平成19年6月の株主総会における選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 得丸大輔氏の任期は、平成16年6月の株主総会における選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。(今回新たに選任された真砂厚氏は、当社定款の定めにより前任者の任期を引き継いでおりますので、得丸大輔氏と同じ時期で任期終了となります。)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社では「ガラス張りの経営に徹する。全員参画の経営に徹する。成果配分の経営に徹する。」という経営基本姿勢の基に、事業のさらなる成長を実現し、企業価値の向上を目指しております。この企業価値を維持増大するために、顧客主義を徹底して、時代を先取り、事業領域・業務領域の変化と拡大に向かって取組むことを、経営上の最も重要な課題と位置づけております。

当社は、監査役制度を採用しております。経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応するため、取締役会の改革を行うとともに、監査役会の構成員として、複数名の社外監査役を置き、グループ経営の職務執行状況の監督・管理を適切に行えるようにしております。

取締役会の改革につきましては、執行役員制度を導入し、取締役会を経営方針・戦略の意思決定機関および職務執行の監督機関と位置づけ、取締役員数の適正化を図り、充分かつ活発な議論と、迅速かつ的確な意思決定を行うようにしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

MACS委員会（社内委員会）を設置し、遵守すべき法令を洗い出すとともに、それらの社内マニュアル化を進め、社内に徹底しています。

当社は、法務室を設置し、社内の業務が法令及び社内マニュアルに則って行われていることを検査・評価・是正する体制としています。

また、重大な法令違反が発見された場合は、取締役会に報告するとともに、代表取締役と協議のうえ、必要と認める適切な措置を実施します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会事務局において、株主総会・取締役会・その他取締役が主催する重要な会議の議事録を作成し、随時、取締役及び監査役の閲覧に供しています。

これらの書類は、文書保管保存年限規程に基づき、適切に保存・管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役は、担当する事業に直接的・間接的に関わるリスクについて、その予防策や事故発生時の対応策等を整備し、リスク管理を徹底しております。

なお、当社事業に関わるリスク全般については、MACS委員会で管理しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回以上取締役会を開催し、職務執行状況の報告、決裁事項の審議・決裁を行っています。

また、当社は執行役員制度を採用し、執行役員が業務を執行することとし、取締役は経営の意思決定に専念できるようにしております。

各部門の職務の内容やスケジュール等については、取締役会の承認を得た年度ごとの事業計画書に基づいております。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団の業務執行・権限の範囲については、関連会社ビジネスガイドを策定し、各社がこれに沿って業務を執行するようにしています。

販売関連会社については販売統括部が、生産関連会社については生産本部室がそれぞれ日常の業務管理を実施しています。

また、本社部門、監査役、会計監査人が、定例的に企業集団の業務の公正性・適法性を実地確認し

ています。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、社内の重要な会議に出席するなど、監査役の業務執行の中で直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査役の職務を補助する使用人の恒久的な設置は求めておりません。監査役の職務を補助する体制としては、監査役の求めに応じて随時、適切な人員を配置することとしています。

また、独立した法務室が、監査役会と連携しその職務を補助する体制としております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

社外監査役を含む監査役は、取締役会に出席し、取締役から直接業務報告を受けるほか、事業会議、MACS委員会等、社内の重要な会議に出席し、業務執行の報告を受けています。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

全監査役は、必要に応じて取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求めることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。

(2) 役員報酬等の内容

当事業年度において、取締役及び監査役に支払った報酬の額は、取締役6名に対し、104百万円、監査役4名に対し28百万円で、総額133百万円となっております。前期利益処分により取締役及び監査役に支払った賞与の額は、取締役6名に対し、66百万円、監査役4名に対し18百万円で、総額84百万円となっております。上記のほかに、使用人兼務取締役2名の使用人給与27百万円を支給しております。

(3) 監査報酬の内容

当社は、あずさ監査法人に対し、20百万円を支払っております。

なお、上記はすべて、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬であり、その他の業務に基づく報酬はありません。

(4) 会計監査の状況

a) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定社員 業務執行社員 平田 稔(あずさ監査法人)

指定社員 業務執行社員 福田 厚(あずさ監査法人)

b) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名、会計士補 3名、その他 1名

(5) 責任限定契約

当社と、社外監査役及びあずさ監査法人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
〔資産の部〕					
I 流動資産					
現金及び預金		6,592		6,496	
受取手形及び売掛金		14,252		16,097	
有価証券		4,707		4,909	
たな卸資産		6,916		7,014	
繰延税金資産		965		1,135	
その他		880		933	
貸倒引当金		△29		△25	
流動資産合計		34,285	44.4	36,561	44.4
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1				
建物及び構築物		5,375		5,094	
機械装置及び運搬具		3,016		3,003	
土地	※2	6,909		6,909	
建設仮勘定		699		1,701	
その他		2,081		1,727	
有形固定資産合計		18,081	23.4	18,436	22.4
2 無形固定資産		263	0.3	255	0.3
3 投資その他の資産					
投資有価証券	※3	20,051		22,682	
長期貸付金		1,130		1,132	
繰延税金資産		326		328	
その他		3,203		2,939	
貸倒引当金		△65		△19	
投資その他の資産合計		24,646	31.9	27,063	32.9
固定資産合計		42,990	55.6	45,754	55.6
資産合計		77,276	100.0	82,316	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
〔負債の部〕					
I 流動負債					
支払手形及び買掛金		4,220		4,516	
短期借入金		1,950		2,150	
未払金		1,865		1,970	
未払法人税等		1,458		2,062	
未払消費税等		56		160	
繰延税金負債		21		21	
賞与引当金		1,497		1,785	
役員賞与引当金		—		84	
その他		763		851	
流動負債合計		11,831	15.3	13,603	16.5
II 固定負債					
長期借入金		150		50	
退職給付引当金		3,605		3,980	
役員退職慰労引当金		197		219	
連結調整勘定		98		—	
負ののれん		—		91	
その他		183		145	
固定負債合計		4,235	5.5	4,487	5.5
負債合計		16,067	20.8	18,090	22.0
〔少数株主持分〕					
少数株主持分		68	0.1	—	—
〔資本の部〕					
I 資本金	※4	12,367	16.0	—	—
II 資本剰余金		10,519	13.6	—	—
III 利益剰余金		41,396	53.6	—	—
IV 土地再評価差額金	※2	△2,170	△2.8	—	—
V その他有価証券評価差額金		2,068	2.7	—	—
VI 為替換算調整勘定		△199	△0.3	—	—
VII 自己株式	※5	△2,840	△3.7	—	—
資本合計		61,141	79.1	—	—
負債・少数株主持分 及び資本合計		77,276	100.0	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
〔純資産の部〕					
I 株主資本					
1 資本金		—	—	12,367	
2 資本剰余金		—	—	10,519	
3 利益剰余金		—	—	44,201	
4 自己株式		—	—	△2,883	
株主資本合計		—	—	64,206	78.0
II 評価・換算差額等					
1 土地再評価差額金		—	—	△2,170	
2 その他有価証券評価 差額金		—	—	2,248	
3 為替換算調整勘定		—	—	△137	
評価・換算差額等合計		—	—	△60	△0.1
III 少数株主持分		—	—	80	0.1
純資産合計		—	—	64,226	78.0
負債純資産合計		—	—	82,316	100.0

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
I 売上高	※1		59,472	100.0		65,101	100.0
II 売上原価			36,601	61.5		40,441	62.1
売上総利益			22,871	38.5		24,659	37.9
III 販売費及び一般管理費			17,488	29.4		17,794	27.3
営業利益			5,382	9.1		6,865	10.5
IV 営業外収益							
受取利息			143			170	
受取配当金			85			173	
受取賃貸料			66			36	
為替差益			175			154	
連結調整勘定償却額		7			—		
負ののれん償却額		—			7		
レバレッジドリース投資利益		54			186		
その他の営業外収益		81	614	1.0	59	788	1.2
V 営業外費用							
支払利息		34			43		
租税公課		24			23		
その他の営業外費用		43	103	0.2	43	111	0.2
経常利益			5,894	9.9		7,541	11.6
VI 特別利益							
固定資産売却益		1			—		
投資有価証券売却益		—	1	0.0	243	243	0.4
VII 特別損失							
固定資産売却損	※2	7			—		
固定資産廃棄損	※3	45		0.1	40		
投資有価証券評価損	※4	—	53		16	57	0.1
税金等調整前当期純利益			5,842	9.8		7,728	11.9
法人税、住民税及び事業税		2,544			3,328		
法人税等調整額		△272	2,271		△80	3,248	
少数株主利益			4			7	
当期純利益			3,565	6.0		4,472	6.9

③ 【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			10,518
II 資本剰余金増加高			
自己株式処分差益		0	0
III 資本剰余金期末残高			10,519
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			39,217
II 利益剰余金増加高			
1 当期純利益		3,565	
2 土地再評価差額金取崩額		18	3,584
III 利益剰余金減少高			
1 配当金		1,339	
2 役員賞与		64	1,404
IV 利益剰余金期末残高			41,396

④ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,367	10,519	41,396	△2,840	61,443
連結会計年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	—	—	△1,596	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	△70	—	△70
自己株式の取得	—	—	—	△43	△43
自己株式の処分	—	0	—	0	0
当期純利益	—	—	4,472	—	4,472
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	0	2,804	△42	2,762
平成19年3月31日残高(百万円)	12,367	10,519	44,201	△2,883	64,206

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,068	△199	△302	68	61,209
連結会計年度中の変動額						
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	—	△70
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△43
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
当期純利益	—	—	—	—	—	4,472
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	179	62	241	12	254
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	179	62	241	12	3,017
平成19年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,248	△137	△60	80	64,226

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		5,842	7,728
減価償却費		1,998	2,215
連結調整勘定償却額		△7	—
負ののれん償却額		—	△7
貸倒引当金の増減額		△2	△50
賞与引当金及び役員賞与引当金の増減額		121	372
退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の増減額		410	397
受取利息及び受取配当金		△228	△344
支払利息		34	43
為替換算差損益		△3	0
固定資産廃棄損		45	40
固定資産売却益		△1	—
固定資産売却損		7	—
投資有価証券売却益		—	△243
投資有価証券評価損		—	16
売上債権の増減額		△983	△1,816
たな卸資産の増減額		△1,244	△68
仕入債務の増減額		612	263
未払消費税等の増減額		△54	103
役員賞与		△64	△70
その他の資産の増減額		△364	228
その他の負債の増減額		△345	119
小計		5,772	8,927
利息及び配当金の受取額		235	357
利息の支払額		△37	△45
法人税等の支払額		△2,565	△2,733
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,405	6,506
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券及び投資有価証券の取得による支出		△4,640	△7,642
有価証券及び投資有価証券の償還及び売却による収入		7,930	5,119
関係会社株式の取得による支出		△682	—
有形固定資産の取得による支出		△2,235	△2,550
有形固定資産の売却による収入		68	3
貸付けによる支出		△139	△181
貸付金の回収による収入		159	168
定期預金の預入による支出		△1,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△541	△5,082
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入による収入		—	100
借入金の返済による支出		△5	—
自己株式の取得による支出		△39	△43
自己株式の売却による収入		2	0
配当金の支払額		△1,338	△1,595
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,381	△1,537
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		82	18
V 現金及び現金同等物の増減額		1,565	△95
VI 現金及び現金同等物の期首残高		5,026	6,592
VII 現金及び現金同等物の期末残高		6,592	6,496

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲</p> <p>(1) 連結子会社の数 19社 主要な連結子会社の名称 「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 前連結会計年度において連結子会社であった水戸マックス㈱は、当連結会計年度において清算終了会社となったため、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。 また、兵庫マックス㈱と岡山マックス㈱は、平成17年12月1日付けで合併し、岡山マックス㈱が存続会社となっております。 その結果、連結対象子会社は19社となっております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 MAX EUROPE GmbH 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社8社はいずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に与える影響が軽微なためであります。</p>	<p>1 連結の範囲</p> <p>(1) 連結子会社の数 19社 主要な連結子会社の名称 「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社名 MAX EUROPE GmbH 連結の範囲から除いた理由 同左</p>
<p>2 持分法の適用</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。持分法を適用しない理由は、いずれも小規模で、かつ全体としても当期純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微なためであります。</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 MAX EUROPE GmbH</p>	<p>2 持分法の適用</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社のうちMAX USA CORP.、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 及び美克司香港有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>同左</p>
<p>4 会計処理基準</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理) なお、複合金融商品(主にクレジットリンク債に投資している投資信託)については、複合金融商品全体を一体として時価評価しており、評価差額を連結損益計算書に計上しております。</p>	<p>4 会計処理基準</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理) なお、複合金融商品(主にクレジットリンク債に投資している投資信託)については、複合金融商品全体を一体として時価評価しており、評価差額を連結損益計算書に計上しております。</p>

前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は、所有しておりません。</p> <p>2) たな卸資産 主として総平均法に基づく原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1) 有形固定資産 親会社及び国内連結子会社においては、定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。在外連結子会社においては見積耐用年数により実施し、償却の方法は主に定率法を採用しております。</p> <p>2) 無形固定資産 親会社及び国内連結子会社においては、定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却方法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>1) 貸倒引当金 親会社及び国内連結子会社においては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>2) 賞与引当金 親会社においては、従業員に対する賞与の支給に充てるため、労働組合との協定に基づく支給見込額を計上しております。国内連結子会社においても支給見込額を計上しております。</p> <p>3) 退職給付引当金 親会社及び国内連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度より</p>	<p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は、所有しておりません。</p> <p>2) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>1) 有形固定資産 同左</p> <p>2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>1) 貸倒引当金 同左</p> <p>2) 賞与引当金 同左</p> <p>3) 役員賞与引当金 親会社及び国内連結子会社においては、役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ84百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>4) 退職給付引当金 同左</p>

5年にわたり定額法で費用処理しております。また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>4) 役員退職慰労引当金 親会社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額149百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額47百万円を含めて計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) レバレッジドリースの会計処理 国内連結子会社1社においては、航空機リース等を事業とする匿名組合への参加契約をしております。匿名組合への出資額は投資その他の資産の「その他」に含め、当該投資に係る利益および損失負担の累計額を流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。</p>	<p>5) 役員退職慰労引当金 親会社では、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額182百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額37百万円を含めて計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6 連結調整勘定の償却に関する事項 負債の部に計上された連結調整勘定は、20年で均等償却しております。</p>	<p>6 負ののれんの償却に関する事項 負債の部に計上された負ののれんは、20年で均等償却しております。</p>
<p>7 利益処分項目等の取扱い 連結会社の利益処分については、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて連結決算を行っております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
<p>8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (「退職給付に係る会計基準」の一部改正及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針) 当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、64,145百万円であります。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

(表示方法の変更)

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(連結貸借対照表) 「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「負ののれん」として表示しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(連結損益計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「負ののれん償却額」として表示しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「負ののれん償却額」として表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																					
1※1 有形固定資産の減価償却累計額 36,265百万円	1※1 有形固定資産の減価償却累計額 37,964百万円																					
2※3 非連結子会社及び関連会社に対する、主なものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 985百万円	2※3 非連結子会社及び関連会社に対する、主なものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 986百万円																					
3※2 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 土地 △1,146百万円 賃貸土地 △196	3※2 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 土地 △1,295百万円 賃貸土地 △236																					
4 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行借入等に対して次のとおり債務保証を行っております。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">外貨額</td> <td style="text-align: right;">円貨額</td> </tr> <tr> <td>美克司電子機械(深圳)有限公司</td> <td style="text-align: right;">銀行取引 保証 4,400千</td> <td style="text-align: right;">HK\$ 66百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">リース 取引保証 965千</td> <td style="text-align: right;">RMB 14</td> </tr> </table>		外貨額	円貨額	美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引 保証 4,400千	HK\$ 66百万円		リース 取引保証 965千	RMB 14	4 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行借入等に対して次のとおり債務保証を行っております。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">外貨額</td> <td style="text-align: right;">円貨額</td> </tr> <tr> <td>美克司電子機械(深圳)有限公司</td> <td style="text-align: right;">銀行取引 保証 4,400千</td> <td style="text-align: right;">HK\$ 66百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">リース 取引保証 707千</td> <td style="text-align: right;">RMB 10</td> </tr> <tr> <td>MAX(THAILAND) CO.,LTD</td> <td style="text-align: right;">銀行取引 保証 17,000千</td> <td style="text-align: right;">THB 62</td> </tr> </table>		外貨額	円貨額	美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引 保証 4,400千	HK\$ 66百万円		リース 取引保証 707千	RMB 10	MAX(THAILAND) CO.,LTD	銀行取引 保証 17,000千	THB 62
	外貨額	円貨額																				
美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引 保証 4,400千	HK\$ 66百万円																				
	リース 取引保証 965千	RMB 14																				
	外貨額	円貨額																				
美克司電子機械(深圳)有限公司	銀行取引 保証 4,400千	HK\$ 66百万円																				
	リース 取引保証 707千	RMB 10																				
MAX(THAILAND) CO.,LTD	銀行取引 保証 17,000千	THB 62																				
5 手形割引高 受取手形割引高 452百万円 輸出手形割引高 106	5 手形割引高 受取手形割引高 821百万円 輸出手形割引高 142																					
6※4 発行済株式数 普通株式 54,761,626株 ただし、定款の定めにより株式の消却が行われた場合には、会社が発行する株式について、これに相当する株式数を減ずることになっております。 ※5 自己株式の保有数 普通株式 3,259,914株																						
	6 当連結会計年度末日満期手形の処理 当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の当連結会計年度末日満期手形が、当連結会計年度末日残高に含まれております。 受取手形 162百万円 割引手形 370																					

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	54,761	—	—	54,761

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	3,259	25	0	3,284

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 25千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,596	31	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,801	35	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 6,592百万円	現金及び預金勘定 6,496百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —
現金及び現金同等物 <u>6,592</u>	現金及び現金同等物 <u>6,496</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)		機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額 相当額	618	407	1,025	取得価額 相当額	532	381	913
減価償却 累計額相当額	335	252	587	減価償却 累計額相当額	268	195	464
期末残高 相当額	282	155	438	期末残高 相当額	263	185	448
なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高 等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いた め、支払利子込み法によっております。				なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高 等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いた め、支払利子込み法によっております。			
2 未経過リース料期末残高相当額				2 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			196百万円	1年内			186百万円
1年超			241	1年超			262
合計			438	合計			448
なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定 資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支 払利子込み法によっております。				なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定 資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支 払利子込み法によっております。			
3 支払リース料及び減価償却費相当額				3 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料			262百万円	支払リース料			222百万円
減価償却費相当額			262	減価償却費相当額			222
4 減価償却費相当額の算定方法				4 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成18年3月31日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	3,628	7,170	3,541
② 債券	5,400	5,408	7
③ その他	201	209	8
小計	9,230	12,788	3,557
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	0	0	0
② 債券	9,559	9,470	△88
③ その他	100	98	△1
小計	9,659	9,569	△89
合計	18,889	22,357	3,468

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 「連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」の「その他」の中には、主にクレジットリンク債に投資している投資信託(取得価額100百万円、時価100百万円、損益処理した差額0百万円)が含まれております。

2 時価評価されていない有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
① 子会社株式	939
② 関連会社株式	45
小計	985
(2) その他有価証券	
① 非上場株式	1,405
② 債券	5
③ MMF	0
④ 優先出資証券	5
小計	1,415
合計	2,400

3 その他有価証券のうち満期があるものの連結決算日後における償還予定額

区分	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
① 債券		
社債	4,700	10,205
② その他	—	105
合計	4,700	10,310

当連結会計年度(平成19年3月31日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	4,046	7,684	3,638
② 債券	3,991	4,006	14
③ その他	100	100	0
小計	8,137	11,791	3,653
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	1,068	1,037	△30
② 債券	12,328	12,279	△49
③ その他	100	99	△0
小計	13,496	13,416	△80
合計	21,634	25,207	3,573

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損16百万円を計上しております。

2 「連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」の「その他」の中には、主にクレジットリンク債に投資している投資信託(取得価額100百万円、時価100百万円、損益処理した差額0百万円)が含まれております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
320	243	—

3 時価評価されていない有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
① 子会社株式	940
② 関連会社株式	45
小計	986
(2) その他有価証券	
① 非上場株式	1,387
② 債券	5
③ MMF	0
④ 優先出資証券	5
小計	1,397
合計	2,383

4 その他有価証券のうち満期があるものの連結決算日後における償還予定額

区分	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
① 債券		
社債	4,805	11,500
② その他	105	—
合計	4,910	11,500

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

デリバティブ取引を利用しておりませんので該当事項はありません。

[次へ](#)

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>1 採用している退職給付制度の概要 親会社においては、確定給付型の制度として、調整年金制度、退職一時金制度を設けております。国内連結子会社では、退職一時金制度があります。そのうち13社では中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度、3社では適格退職年金制度、1社では総合設立型厚生年金基金制度に加入しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 親会社においては、確定給付型の制度として、調整年金制度、退職一時金制度を設けております。国内連結子会社では、退職一時金制度があります。そのうち13社では中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度、3社では適格退職年金制度、1社では総合設立型厚生年金基金制度に加入しております。</p>																								
<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">20,266百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>② 未認識数理計算上の差異等 (注1)</td> <td style="text-align: right;">1,896</td> </tr> <tr> <td>③ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">14,764</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">④ 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,605</td> </tr> </table> <p>(注) 1 未認識過去勤務債務(債務の減額)34百万円を含んでいます。 2 連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p>	① 退職給付債務	20,266百万円	(内訳)		② 未認識数理計算上の差異等 (注1)	1,896	③ 年金資産	14,764	④ 退職給付引当金	3,605	<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">20,503百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)</td> </tr> <tr> <td>② 未認識数理計算上の差異等 (注1)</td> <td style="text-align: right;">919</td> </tr> <tr> <td>③ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">15,603</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">④ 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,980</td> </tr> </table> <p>(注) 1 未認識過去勤務債務(債務の減額)26百万円を含んでいます。 2 連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p>	① 退職給付債務	20,503百万円	(内訳)		② 未認識数理計算上の差異等 (注1)	919	③ 年金資産	15,603	④ 退職給付引当金	3,980				
① 退職給付債務	20,266百万円																								
(内訳)																									
② 未認識数理計算上の差異等 (注1)	1,896																								
③ 年金資産	14,764																								
④ 退職給付引当金	3,605																								
① 退職給付債務	20,503百万円																								
(内訳)																									
② 未認識数理計算上の差異等 (注1)	919																								
③ 年金資産	15,603																								
④ 退職給付引当金	3,980																								
<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">642百万円</td> </tr> <tr> <td>② 利息費用</td> <td style="text-align: right;">425</td> </tr> <tr> <td>③ 期待運用収益額</td> <td style="text-align: right;">△350</td> </tr> <tr> <td>④ 従業員拠出額</td> <td style="text-align: right;">△44</td> </tr> <tr> <td>⑤ 数理計算上の差異等(注1)の 費用処理額</td> <td style="text-align: right;">867</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">⑥ 退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,541</td> </tr> </table> <p>(注) 1 過去勤務債務の費用処理額(費用の減額)8百万円を含んでいます。 2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は①勤務費用に計上しております。</p>	① 勤務費用	642百万円	② 利息費用	425	③ 期待運用収益額	△350	④ 従業員拠出額	△44	⑤ 数理計算上の差異等(注1)の 費用処理額	867	⑥ 退職給付費用	1,541	<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">726百万円</td> </tr> <tr> <td>② 利息費用</td> <td style="text-align: right;">382</td> </tr> <tr> <td>③ 期待運用収益額</td> <td style="text-align: right;">△408</td> </tr> <tr> <td>④ 従業員拠出額</td> <td style="text-align: right;">△44</td> </tr> <tr> <td>⑤ 数理計算上の差異等(注1)の 費用処理額</td> <td style="text-align: right;">821</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">⑥ 退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,477</td> </tr> </table> <p>(注) 1 過去勤務債務の費用処理額(費用の減額)8百万円を含んでいます。 2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は①勤務費用に計上しております。</p>	① 勤務費用	726百万円	② 利息費用	382	③ 期待運用収益額	△408	④ 従業員拠出額	△44	⑤ 数理計算上の差異等(注1)の 費用処理額	821	⑥ 退職給付費用	1,477
① 勤務費用	642百万円																								
② 利息費用	425																								
③ 期待運用収益額	△350																								
④ 従業員拠出額	△44																								
⑤ 数理計算上の差異等(注1)の 費用処理額	867																								
⑥ 退職給付費用	1,541																								
① 勤務費用	726百万円																								
② 利息費用	382																								
③ 期待運用収益額	△408																								
④ 従業員拠出額	△44																								
⑤ 数理計算上の差異等(注1)の 費用処理額	821																								
⑥ 退職給付費用	1,477																								

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>① 割引率：各制度毎に退職給付の見込支払日までの平均期間に基づいて設定しております。</p> <table data-bbox="204 349 624 416"> <tr> <td>(調整年金制度)</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>(退職一時金制度)</td> <td>2.0%</td> </tr> </table> <p>② 期待運用収益率 (調整年金制度) 2.9%</p> <p>③ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準</p> <p>④ その他退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異については、5年間で償却いたします。 ・過去勤務債務については、5年間で償却いたします。 	(調整年金制度)	2.0%	(退職一時金制度)	2.0%	<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>① 割引率：各制度毎に退職給付の見込支払日までの平均期間に基づいて設定しております。</p> <table data-bbox="842 349 1246 416"> <tr> <td>(調整年金制度)</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>(退職一時金制度)</td> <td>2.0%</td> </tr> </table> <p>② 期待運用収益率 (調整年金制度) 2.9%</p> <p>③ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準</p> <p>④ その他退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異については、5年間で償却いたします。 ・過去勤務債務については、5年間で償却いたします。 	(調整年金制度)	2.0%	(退職一時金制度)	2.0%
(調整年金制度)	2.0%								
(退職一時金制度)	2.0%								
(調整年金制度)	2.0%								
(退職一時金制度)	2.0%								

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 610百万円 退職給付引当金 1,458 役員退職慰労引当金 80 固定資産圧縮積立金 △131 その他有価証券評価差額金 △1,403 投資有価証券評価損 201 その他 564 繰延税金資産小計 1,379 評価性引当額 △87 繰延税金資産合計 1,292 (繰延税金負債) その他 21 繰延税金負債合計 21	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 725百万円 退職給付引当金 1,608 役員退職慰労引当金 88 固定資産圧縮積立金 △128 その他有価証券評価差額金 △1,326 投資有価証券評価損 159 その他 578 繰延税金資産小計 1,705 評価性引当額 △241 繰延税金資産合計 1,463 (繰延税金負債) その他 29 繰延税金負債合計 29
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の5%以下のため注記を省略しています。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)				
	オフィス機器 (百万円)	インダストリアル 機器(百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	22,213	37,259	59,472	—	59,472
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	22,213	37,259	59,472	—	59,472
営業費用	17,481	36,608	54,090	—	54,090
営業利益	4,732	650	5,382	—	5,382
II 資産・減価償却費 及び資本的支出					
資産	17,895	29,095	46,990	30,286	77,276
減価償却費	710	1,280	1,990	—	1,990
資本的支出	764	1,566	2,331	—	2,331

(注) 1 事業区分の方法

当グループの事業区分の方法は、製品系列により行っております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
オフィス機器	オートステープラ、ホッチキス、ホッチキス針、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、チェックライター、カッティングマシン、プリンティングマシン、ラベルプリンタ、カードプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規、プロッタなど
インダストリアル機器	釘打機、ガンタッカ、システム釘打機、ねじ締め機、ねじ打機、れんねじ機、各種ステープル・ネイル・ねじ、エアコンプレッサ、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、振動ドリル、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、浴室暖房・換気・乾燥機、全熱交換型全館24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイ・システム、住宅用火災警報器など

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は30,286百万円であり、親会社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)であります。

	当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)				
	オフィス機器 (百万円)	インダストリアル 機器(百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	23,455	41,645	65,101	—	65,101
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高				—	—
計	23,455	41,645	65,101	—	65,101
営業費用	18,185	40,050	58,235	—	58,235
営業利益	5,270	1,595	6,865	—	6,865
II 資産・減価償却費 及び資本的支出					
資産	18,336	30,981	49,317	32,998	82,316
減価償却費	774	1,432	2,207	—	2,207
資本的支出	883	1,680	2,564	—	2,564

(注) 1 事業区分の方法

当グループの事業区分の方法は、製品系列により行っております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
オフィス機器	オートステープラ、ホッチキス、ホッチキス針、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、チェックライター、カッティングマシン、プリンティングマシン、ラベルプリンタ、カードプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規、プロッタなど
インダストリアル機器	釘打機、ガンタッカ、システム釘打機、ねじ締め機、ねじ打機、れんねじ機、各種ステープル・ネイル・ねじ、エアコンプレッサ、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、振動ドリル、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、浴室暖房・換気・乾燥機、全熱交換型全館24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイ・システム、住宅用火災警報器など

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は32,998百万円であり、親会社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券及び投資その他の資産のその他に含まれる長期性預金)であります。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準 (3)重要な引当金の計上基準 3)役員賞与引当金(会計方針の変更)」に記載の通り、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度における営業費用は「オフィス機器」が32百万円、「インダストリアル機器」が51百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
	北米・中南米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	3,987	5,585	3,725	13,297
II 連結売上高(百万円)				59,472
III 海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	6.7	9.4	6.3	22.4

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米・中南米……米国、カナダ

アジア……マレーシア、シンガポール

その他の地域……ヨーロッパ

	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
	北米・中南米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	4,631	6,510	5,124	16,266
II 連結売上高(百万円)				65,101
III 海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	7.1	10.0	7.8	25.0

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米・中南米……米国、カナダ

アジア……マレーシア、シンガポール

その他の地域……ヨーロッパ

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,185円80銭	1株当たり純資産額	1,246円11銭
1株当たり当期純利益	67円83銭	1株当たり当期純利益	86円86銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎			
連結損益計算書上の当期純利益	3,565百万円		
普通株式に係る当期純利益	3,494百万円		
普通株主に帰属しない金額の内訳			
利益処分による役員賞与金	70百万円		
普通株式の期中平均株式数	51,515,184株		

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	—	64,226
普通株式に係る純資産額 (百万円)	—	64,145
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	—	80
普通株式の発行済株式数 (千株)	—	54,761
普通株式の自己株式数 (千株)	—	3,284
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(千株)	—	51,476

2 1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月1日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月1日)
連結損益計算書上の当期純利益 (百万円)	—	4,472
普通株式に係る当期純利益(百万円)	—	4,472
普通株式の期中平均株式数(千株)	—	51,488

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑥ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,950	2,050	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	100	2.3	平成20年3月
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	150	50	2.3	平成20年6月
その他の有利子負債 預り保証金	511	550	1.5	—
合計	2,611	2,750	—	—

(注) 1 「平均利率」については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	50	—	—	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金			5,549		5,427	
2 受取手形			2,944		2,980	
3 売掛金	※1		11,771		13,714	
4 有価証券			4,707		4,908	
5 商品			12		7	
6 製品			3,732		3,643	
7 原材料			1,296		1,395	
8 仕掛品			499		553	
9 前払費用			166		175	
10 繰延税金資産			697		808	
11 未収収益			30		40	
12 短期貸付金			—		4	
13 従業員短期貸付金			99		102	
14 関係会社短期貸付金			59		59	
15 未収入金	※2		565		521	
16 その他			51		87	
貸倒引当金			△31		△27	
流動資産合計			32,151	42.5	34,404	42.5
II 固定資産						
(1) 有形固定資産						
1 建物		12,595		12,582		
減価償却累計額		8,247	4,347	8,447	4,134	
2 構築物		1,030		1,031		
減価償却累計額		810	219	837	194	
3 機械及び装置		10,783		11,158		
減価償却累計額		8,530	2,253	8,892	2,266	
4 車両運搬具		69		68		
減価償却累計額		59	10	57	10	
5 工具器具備品		15,440		16,029		
減価償却累計額		13,525	1,915	14,457	1,571	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
6 土地	※3		6,426		6,426
7 建設仮勘定			659		1,663
有形固定資産合計			15,832	20.9	16,267
(2) 無形固定資産					
1 特許権			2		20
2 商標権			0		0
3 ソフトウェア			189		163
4 電話加入権			22		22
5 電信電話専用施設 利用権			9		10
無形固定資産合計			224	0.3	218
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券			19,029		21,662
2 関係会社株式			4,270		4,270
3 長期貸付金			19		15
4 従業員長期貸付金			973		995
5 関係会社長期貸付金			127		68
6 破産債権更生債権 その他これらに 準ずる債権			62		22
7 長期前払費用			82		64
8 繰延税金資産			179		176
9 賃貸建物		397		397	
減価償却累計額		265	131	273	124
10 賃貸土地	※3		759		759
11 不動産賃借保証金			217		214
12 長期性預金			1,000		1,000
13 その他			697		701
貸倒引当金			△62		△16
投資その他の資産合計			27,488	36.3	30,059
固定資産合計			43,544	57.5	46,544
資産合計			75,696	100.0	80,949
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金	※4		3,997		4,476
2 短期借入金			1,950		2,050
3 一年以内に返済予定の 長期借入金			—		100
4 未払金			1,711		1,948
5 未払法人税等			1,402		1,988
6 未払消費税等			—		87
7 預り金	※5		920		1,287
8 預り保証金			511		550

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
9 賞与引当金			1,085		1,326
10 役員賞与引当金			—		84
11 その他			65		65
流動負債合計			11,644	15.4	13,965
II 固定負債					
1 長期借入金			150		50
2 退職給付引当金			3,251		3,588
3 役員退職慰労引当金			197		219
4 その他			178		136
固定負債合計			3,777	5.0	3,994
負債合計 (資本の部)			15,422	20.4	17,959
I 資本金	※6		12,367	16.3	—
II 資本剰余金					
1 資本準備金			10,517		—
2 その他資本剰余金					—
(1) 自己株式処分差益		1	1		—
資本剰余金合計			10,519	13.9	—
III 利益剰余金					
1 利益準備金			3,091		—
2 任意積立金					—
(1) 土地圧縮積立金		111			—
(2) 償却資産圧縮積立金		84			—
(3) 別途積立金		32,970	33,166		—
3 当期末処分利益			4,093		—
利益剰余金合計			40,351	53.3	—
IV 土地再評価差額金			△2,170	△2.9	—
V その他有価証券評価差額金			2,046	2.7	—
VI 自己株式	※7		△2,840	△3.8	—
資本合計			60,274	79.6	—
負債資本合計			75,696	100.0	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			—	12,367	
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		10,517	
(2) その他資本剰余金		—		1	
資本剰余金合計			—	10,519	
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		—		3,091	
(2) その他利益剰余金					
土地圧縮積立金		—		111	
償却資産圧縮積立金		—		76	
別途積立金		—		33,470	
繰越利益剰余金		—		6,176	
利益剰余金合計			—	42,926	
4 自己株式			—	△2,883	
株主資本合計			—	62,931	77.7
II 評価・換算差額等					
1 土地再評価差額金	※3		—	△2,170	
2 その他有価証券評価 差額金			—	2,228	
評価・換算差額等合計			—	58	0.1
純資産合計			—	62,989	77.8
負債純資産合計			—	80,949	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
I 売上高	※1		58,871	100.0		64,256	100.0
II 売上原価							
1 期首商品たな卸高		20			12		
2 期首製品たな卸高		3,088			3,732		
3 当期商品仕入高		1,994			2,068		
4 当期外注製品仕入高	※2	17,197			19,332		
5 当期製品製造原価		18,888			19,740		
6 他勘定より振替高	※3	86			93		
合計		41,276			44,978		
7 他勘定へ振替高	※4	583			644		
8 期末商品たな卸高		12			7		
9 期末製品たな卸高		3,732	36,948	62.8	3,643	40,682	63.3
売上総利益			21,922	37.2		23,574	36.7
III 販売費及び一般管理費	※5		16,564	28.1		16,868	26.3
営業利益			5,358	9.1		6,706	10.4
IV 営業外収益							
1 受取利息		39			50		
2 有価証券利息		97			105		
3 受取配当金	※6	201			190		
4 受取賃貸料	※7	109			78		
5 為替差益		171			178		
6 雑収入		41	661	1.1	40	644	1.0
V 営業外費用							
1 支払利息及び割引料		36			47		
2 租税公課		24			23		
3 賃貸資産償却費		27			23		
4 雑損失		41	129	0.2	37	131	0.2
経常利益			5,890	10.0		7,218	11.2
VI 特別利益							
1 投資有価証券売却益		—	—	—	243	243	0.4

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
VII 特別損失							
1 固定資産売却損	※8	7			—		
2 固定資産廃棄損	※9	28			28		
3 投資有価証券評価損	※10	—			16		
4 関係会社株式評価損	※11	1,271	1,306	2.2	—	44	0.1
税引前当期純利益			4,583	7.8		7,417	11.5
法人税、住民税及び 事業税	※12	2,438			3,209		
法人税等調整額		△198	2,240	3.8	△34	3,175	4.9
当期純利益			2,343	4.0		4,242	6.6
前期繰越利益			1,731			—	
土地再評価差額金取崩高			18			—	
当期未処分利益			4,093			—	

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
I 材料費			11,846	60.1	12,525	59.7
II 労務費			3,604	18.3	3,847	18.3
III 経費			4,256	21.6	4,613	22.0
当期総製造費用			19,708	100.0	20,987	100.0
期首仕掛品たな卸高			408		498	
合計			20,116		21,485	
他勘定へ振替高			707		1,154	
作業屑等控除			21		36	
期末仕掛品たな卸高			498		553	
当期製品製造原価			18,888		19,740	

- (注) 1 経費の中には外注加工費として前事業年度815百万円、当事業年度821百万円、減価償却費として前事業年度1,413百万円、当事業年度1,592百万円が含まれております。
- 2 他勘定へ振替高は建設仮勘定・外注製品仕入高への振替等によるものであります。
- 3 当社の原価計算の方法は、期中において標準原価計算を実施し、期末においては原価差額を調整して実際原価に修正しております。

③ 【利益処分計算書】

株主総会承認年月日		前事業年度 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 当期末処分利益			4,093
II 任意積立金取崩額			
償却資産圧縮積立 金取崩額		4	4
合計			4,097
III 利益処分量			
1 配当金		1,596	
2 役員賞与金		70	
(うち監査役賞与金)		(15)	
3 任意積立金			
別途積立金		500	2,167
IV 次期繰越利益			1,930

④ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519
事業年度中の変動額				
自己株式の処分	—	—	0	0
事業年度中の変動額合計(百万円)	—		0	0
平成19年3月31日残高(百万円)	12,367	10,517	1	10,519

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	3,091	111	84	32,970	4,093	40,351	△2,840	60,398
事業年度中の変動額								
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	—	△1,596	△1,596	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△70	△70	—	△70
償却資産圧縮積立金の取崩額	—	—	△8	—	8	—	—	—
利益処分による別途積立金の積立額	—	—	—	500	△500	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△43	△43
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0	0
当期純利益	—	—	—	—	4,242	4,242	—	4,242
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△8	500	2,083	2,574	△42	2,532
平成19年3月31日残高(百万円)	3,091	111	76	33,470	6,176	42,926	△2,883	62,931

	評価・換算差額等			純資産合計
	土地再評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,046	△124	60,274
事業年度中の変動額				
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	△1,596
利益処分による役員賞与	—	—	—	△70
償却資産圧縮積立金の取崩額	—	—	—	—
利益処分による別途積立金の積立額	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△43
自己株式の処分	—	—	—	0
当期純利益	—	—	—	4,242
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	182	182	182
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	182	182	2,715
平成19年3月31日残高(百万円)	△2,170	2,228	58	62,989

重要な会計方針

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理) なお、複合金融商品(主にクレジットリンク債に投資している投資信託)については、複合金融商品全体を一体として時価評価しており、評価差額を損益計算書に計上しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は、所有しておりません。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理) なお、複合金融商品(主にクレジットリンク債に投資している投資信託)については、複合金融商品全体を一体として時価評価しており、評価差額を損益計算書に計上しております。</p> <p>時価のないもの 同左 なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は、所有しておりません。</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 総平均法による原価法</p> <p>(2) 製品 総平均法による原価法</p> <p>(3) 原材料 総平均法による原価法</p> <p>(4) 仕掛品 総平均法による原価法</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 製品 同左</p> <p>(3) 原材料 同左</p> <p>(4) 仕掛品 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却方法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(4) 賃貸建物 定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。</p>	<p>(4) 賃貸建物 同左</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備える為、一般債権については貸倒実績率により、また破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、労働組合との間に締結された協定書の支給基準による支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生の翌事業年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額149百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額47百万円を含めて計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度から、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準委員会第4号)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ84百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額182百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額37百万円を含めて計上しております。</p>
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>6 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。</p>	<p>6 消費税等の会計処理 同左</p>

(財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更)

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (「退職給付に係る会計基準」の一部改正及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針) 当期より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、62,989百万円であります。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																					
<p>1 ※1, 2, 4, 5 関係会社に対する主な資産・負債 各科目に含まれている主なものは次のとおりであります。</p> <p>(資産の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,296百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">352</td> </tr> </table> <p>(負債の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">573百万円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">878</td> </tr> </table>	売掛金	1,296百万円	未収入金	352	買掛金	573百万円	預り金	878	<p>1 ※1, 2, 4, 5 関係会社に対する主な資産・負債 各科目に含まれている主なものは次のとおりであります。</p> <p>(資産の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">2,328百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">304</td> </tr> </table> <p>(負債の部)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">890百万円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">1,179</td> </tr> </table>	売掛金	2,328百万円	未収入金	304	買掛金	890百万円	預り金	1,179					
売掛金	1,296百万円																					
未収入金	352																					
買掛金	573百万円																					
預り金	878																					
売掛金	2,328百万円																					
未収入金	304																					
買掛金	890百万円																					
預り金	1,179																					
<p>2 ※6 授権株式数 普通株式 145,983,000株 発行済株式数 普通株式 54,761,626株 ただし、定款の定めにより株式の消却が行われた場合には、会社が発行する株式について、これに相当する株式数を減ずることになっております。</p> <p>※7 (自己株式の保有数) 普通株式 3,259,914株</p>																						
<p>3 ※3 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地</td> <td style="text-align: right;">△1,146百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸土地</td> <td style="text-align: right;">△196</td> </tr> </table>	土地	△1,146百万円	賃貸土地	△196	<p>2 ※3 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地</td> <td style="text-align: right;">△1,295百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸土地</td> <td style="text-align: right;">△236</td> </tr> </table>	土地	△1,295百万円	賃貸土地	△236													
土地	△1,146百万円																					
賃貸土地	△196																					
土地	△1,295百万円																					
賃貸土地	△236																					
<p>4 保証債務 下記の関係会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">外貨額</th> <th style="text-align: center;">円貨額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 銀行取引保証</td> <td style="text-align: center;">MAR 1,200千</td> <td style="text-align: center;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>美克司電子機械(深圳)有限公司 銀行取引保証</td> <td style="text-align: center;">HK\$ 4,400千</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> </tbody> </table>		外貨額	円貨額	MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 銀行取引保証	MAR 1,200千	38百万円	美克司電子機械(深圳)有限公司 銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66	<p>3 保証債務 下記の関係会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">外貨額</th> <th style="text-align: center;">円貨額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 銀行取引保証</td> <td style="text-align: center;">MAR 1,200千</td> <td style="text-align: center;">41百万円</td> </tr> <tr> <td>美克司電子機械(深圳)有限公司 銀行取引保証</td> <td style="text-align: center;">HK\$ 4,400千</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> <tr> <td>MAX (THAILAND) CO., LTD 銀行取引保証</td> <td style="text-align: center;">THB 17,000千</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> </tbody> </table>		外貨額	円貨額	MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 銀行取引保証	MAR 1,200千	41百万円	美克司電子機械(深圳)有限公司 銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66	MAX (THAILAND) CO., LTD 銀行取引保証	THB 17,000千	62
	外貨額	円貨額																				
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 銀行取引保証	MAR 1,200千	38百万円																				
美克司電子機械(深圳)有限公司 銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66																				
	外貨額	円貨額																				
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. 銀行取引保証	MAR 1,200千	41百万円																				
美克司電子機械(深圳)有限公司 銀行取引保証	HK\$ 4,400千	66																				
MAX (THAILAND) CO., LTD 銀行取引保証	THB 17,000千	62																				
<p>5 手形割引高 受取手形割引高 452百万円 輸出手形割引高 106</p>	<p>4 手形割引高 受取手形割引高 821百万円 輸出手形割引高 142</p>																					
<p>6 配当制限 有価証券の時価評価により、純資産額が2,046百万円増加しております。 なお、当該金額は商法施行規則124条第3号の規定により、配当に充当する事が制限されております。</p>																						
	<p>5 当事業年度末日満期手形の処理 当事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p>																					

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の当事業年度末日満期手形が、当事業年度末残高に含まれています。

受取手形	162百万円
割引手形	370

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																		
<p>1※1, 2, 5, 6, 7関係会社に対する主な取引 各科目に含まれている関係会社との主な取引の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">3,187百万円</td> </tr> <tr> <td>外注製品仕入高</td> <td style="text-align: right;">10,978</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">2,384</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">139</td> </tr> <tr> <td>受取賃貸料</td> <td style="text-align: right;">44</td> </tr> </table>	売上高	3,187百万円	外注製品仕入高	10,978	支払手数料	2,384	受取配当金	139	受取賃貸料	44	<p>1※1, 2, 5, 6, 7関係会社に対する主な取引 各科目に含まれている関係会社との主な取引の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">5,640百万円</td> </tr> <tr> <td>外注製品仕入高</td> <td style="text-align: right;">12,811</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">2,418</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">68</td> </tr> <tr> <td>受取賃貸料</td> <td style="text-align: right;">44</td> </tr> </table>	売上高	5,640百万円	外注製品仕入高	12,811	支払手数料	2,418	受取配当金	68	受取賃貸料	44																														
売上高	3,187百万円																																																		
外注製品仕入高	10,978																																																		
支払手数料	2,384																																																		
受取配当金	139																																																		
受取賃貸料	44																																																		
売上高	5,640百万円																																																		
外注製品仕入高	12,811																																																		
支払手数料	2,418																																																		
受取配当金	68																																																		
受取賃貸料	44																																																		
<p>2※3 他勘定より振替高 他勘定より振替高は、商品に係る金型の減価償却費等であります。</p>	<p>2※3 他勘定より振替高 同左</p>																																																		
<p>3※4 他勘定へ振替高 他勘定へ振替高はセール用景品及び広告宣伝物等として製品を振替えたものであります。</p>	<p>3※4 他勘定へ振替高 同左</p>																																																		
<p>4※5 販売費及び一般管理費のうち主要な費目 販売費及び一般管理費のうち販売費の占める割合はおおむね68%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造発送費</td> <td style="text-align: right;">1,558百万円</td> </tr> <tr> <td>販促費</td> <td style="text-align: right;">1,525</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">4,356</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">647</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">682</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,005</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">48</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">430</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">587</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">263</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">2,932</td> </tr> <tr> <td>調査研究費</td> <td style="text-align: right;">954</td> </tr> </table>	荷造発送費	1,558百万円	販促費	1,525	給料・賞与	4,356	法定福利費	647	賞与引当金繰入額	682	退職給付費用	1,005	役員退職慰労引当金繰入額	48	賃借料	430	旅費交通費	587	減価償却費	263	支払手数料	2,932	調査研究費	954	<p>4※5 販売費及び一般管理費のうち主要な費目 販売費及び一般管理費のうち販売費の占める割合はおおむね69%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造発送費</td> <td style="text-align: right;">1,674百万円</td> </tr> <tr> <td>販促費</td> <td style="text-align: right;">1,368</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">4,472</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">685</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">878</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">84</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">935</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">49</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">427</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">601</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">277</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">2,917</td> </tr> <tr> <td>調査研究費</td> <td style="text-align: right;">883</td> </tr> </table>	荷造発送費	1,674百万円	販促費	1,368	給料・賞与	4,472	法定福利費	685	賞与引当金繰入額	878	役員賞与引当金繰入額	84	退職給付費用	935	役員退職慰労引当金繰入額	49	賃借料	427	旅費交通費	601	減価償却費	277	支払手数料	2,917	調査研究費	883
荷造発送費	1,558百万円																																																		
販促費	1,525																																																		
給料・賞与	4,356																																																		
法定福利費	647																																																		
賞与引当金繰入額	682																																																		
退職給付費用	1,005																																																		
役員退職慰労引当金繰入額	48																																																		
賃借料	430																																																		
旅費交通費	587																																																		
減価償却費	263																																																		
支払手数料	2,932																																																		
調査研究費	954																																																		
荷造発送費	1,674百万円																																																		
販促費	1,368																																																		
給料・賞与	4,472																																																		
法定福利費	685																																																		
賞与引当金繰入額	878																																																		
役員賞与引当金繰入額	84																																																		
退職給付費用	935																																																		
役員退職慰労引当金繰入額	49																																																		
賃借料	427																																																		
旅費交通費	601																																																		
減価償却費	277																																																		
支払手数料	2,917																																																		
調査研究費	883																																																		
<p>5※5 研究開発費は、2,480百万円であり、一般管理費に含まれております。</p>	<p>5※5 研究開発費は、2,390百万円であり、一般管理費に含まれております。</p>																																																		
<p>6※8 固定資産売却損 土地</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </table>		7百万円	<p>—————</p>																																																
	7百万円																																																		
<p>7※9 固定資産廃棄損 機械及び装置 解体費用 工具器具備品他 計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>解体費用</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品他</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> </table>	機械及び装置	21百万円	解体費用	5	工具器具備品他	2	計	28	<p>6※9 固定資産廃棄損 建物 機械及び装置 工具器具備品他 計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品他</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> </table>	建物	8百万円	機械及び装置	8	工具器具備品他	11	計	28																																		
機械及び装置	21百万円																																																		
解体費用	5																																																		
工具器具備品他	2																																																		
計	28																																																		
建物	8百万円																																																		
機械及び装置	8																																																		
工具器具備品他	11																																																		
計	28																																																		
<p>—————</p>	<p>7※10 投資有価証券評価損 実質価額が著しく下落したことによる評価損であります。</p>																																																		
<p>8※11関係会社株式評価損 実質価額が著しく下落したことによる評価損であります。</p>	<p>—————</p>																																																		
<p>9※12法人税、住民税及び事業税 都道府県民税及び市民税、源泉所得税額、外国税額並びに事業税(所得割)が含まれております。</p>	<p>8※12法人税、住民税及び事業税 同左</p>																																																		

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	3,259	25	0	3,284

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 25千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記			
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	工具・ 器具備品 (百万円)	車両 運搬具 (百万円)	合計 (百万円)		工具・ 器具備品 (百万円)	車両 運搬具 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額 相当額	346	458	804	取得価額 相当額	332	432	765
減価償却 累計額 相当額	212	235	448	減価償却 累計額 相当額	164	210	375
期末残高 相当額	133	222	356	期末残高 相当額	167	222	390
なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。				なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。			
2 未経過リース料期末残高相当額				2 未経過リース料期末残高相当額			
			157百万円				158百万円
			198				232
			356				390
なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。				なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。			
3 支払リース料及び減価償却費相当額				3 支払リース料及び減価償却費相当額			
			205百万円				182百万円
			205				182
4 減価償却費相当額の算定方法				4 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度(平成18年3月31日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は所有していません。

当事業年度(平成19年3月31日)

時価のある子会社株式及び関連会社株式は所有していません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 439百万円 退職給付引当金 1,316 役員退職慰労引当金 79 固定資産圧縮積立金 △131 その他有価証券評価差額金 △1,392 投資有価証券評価損 196 関係会社株式評価損 514 その他 424 繰延税金資産小計 1,445 評価性引当額 △568 繰延税金資産合計 876	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 537百万円 退職給付引当金 1,453 役員退職慰労引当金 88 固定資産圧縮積立金 △128 その他有価証券評価差額金 △1,319 投資有価証券評価損 155 関係会社株式評価損 514 その他 426 繰延税金資産小計 1,728 評価性引当額 △743 繰延税金資産合計 984
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 % 法定実効税率 40.5 (調整) 評価性引当金 11.2 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.9 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.2 試験研究費税額控除 △3.5 その他 0.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.9	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の5%以下のため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,168円96銭	1株当たり純資産額	1,223円65銭
1株当たり当期純利益	44円10銭	1株当たり当期純利益	82円40銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎			
損益計算書上の当期純利益	2,343百万円		
普通株式に係る当期純利益	2,272百万円		
普通株主に帰属しない金額の内訳			
利益処分による役員賞与金	70百万円		
普通株式の期中平均株式数	51,515,184株		

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	—	62,989
普通株式に係る純資産額 (百万円)	—	62,989
普通株式の発行済株式数 (千株)	—	54,761
普通株式の自己株式数 (千株)	—	3,284
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(千株)	—	51,476

2 1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月1日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月1日)
損益計算書上の当期純利益 (百万円)	—	4,242
普通株式に係る当期純利益(百万円)	—	4,242
普通株式の期中平均株式数(千株)	—	51,488

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	新日本製鐵株	2,607,000	2,158
		株群馬銀行	1,850,688	1,545
		株みずほフィナンシャルグループ 第11回第11種優先株式	1,000	1,000
		株リコー	368,000	977
		株みずほフィナンシャルグループ	1,090	827
		株三菱UFJフィナンシャル・グループ	541	720
		株サカタのタネ	491,153	719
		大東建託株	78,000	432
		三井住友海上火災保険株	204,750	302
		株小森コーポレーション	94,100	258
	その他42銘柄	1,567,265	1,134	
計		7,263,589	10,076	

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他 有価証券	三菱電機36回社債	500	500
		デンソー3回社債	500	499
		富士通22回社債	500	498
		東日本旅客鉄道30回社債	500	498
		三井化学29回社債	400	399
		住友電装9回社債	300	299
		豊田自動織機製作所10回社債	300	299
		KDDI 7回社債	200	203
		帝人5回社債	200	200
		日本ユニパックホールディングス2回社債	200	199
		三洋電機14回社債	200	199
		アサヒビール22回社債	200	199
		AGA Capital, Inc. ユーロ円債	300	299
		American Honda Finance Corporationユーロ円債	300	299
		その他3銘柄	205	204
小計		4,805	4,803	
投資 有価証券	その他 有価証券	日本たばこ産業1回社債	500	511
		三井金属鉱業5回社債	500	506
		エヌティティドコモ11回社債	500	504
		セイコーエプソン3回社債	500	502
		東芝40回社債	500	501
		松下電工1回社債	500	497
		NTN10回社債	500	497
		日産自動車43回社債	500	497
		福山通運6回社債	500	495
		セイコーエプソン1回社債	500	494
		日本精工38回社債	400	401
		スタンレー電気2回社債	400	400
		フジクラ9回社債	400	399
		日本ユニパックホールディング1回社債	400	395
		日立製作所13回社債	400	393
		東京交通338回社債	300	305
		エヌティティドコモ7回社債	300	303
		島津製作所16回社債	300	301
		オリエンタルランド8回社債	300	300
		三井化学36回社債	300	299
		トヨタファイナンス7回社債	300	298
		三井住友海上火災2回社債	300	297
		ソニー15回社債	300	296
		三菱重工業16回社債	300	292
		大日本インキ化学工業22回社債	200	201
		三菱電機32回社債	200	200
		三菱化学34回社債	200	199
		住友ゴム工業13回社債	200	199
		三菱レイヨン4回社債	200	198
		大日本インキ化学工業25回社債	200	196
		レンゴー10回社債	100	100
		TOSHIBA CAP(ASIA)LTDユーロ円債	500	496
		小計		11,500
計		16,305	16,290	

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他 有価証券	安田ペインウェバー投信株 CDOファンドA号	10,000	100
		レオパレス・リートⅢ第一優先出資証券	100	5
		小計	10,100	105
投資有価 証券	その他 有価証券	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株 DLIBJ公社債オープン(短期コース)	9,994	99
計			20,094	204

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累計 額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,595	129	7	12,582	8,447	334	4,134
構築物	1,030	1	—	1,031	837	26	194
機械及び装置	10,783	466	8	11,158	8,892	444	2,266
車両運搬具	69	5	0	68	57	4	10
工具器具備品	15,440	685	6	16,029	14,457	1,023	1,571
土地	6,426	—	—	6,426	—	—	6,426
建設仮勘定	659	2,491	1,487	1,663	—	—	1,663
有形固定資産計	47,005	3,779	1,511	48,960	32,693	1,833	16,267
無形固定資産							
特許権	—	—	—	23	2	1	20
商標権	—	—	—	1	0	0	0
ソフトウェア	—	—	—	362	198	91	163
電話加入権	—	—	—	22	—	—	22
電信電話専用施設 利用権	—	—	—	18	7	1	10
無形固定資産計	—	—	—	427	209	94	218
長期前払費用	342	19	37	324	208	33	(51) 116
賃貸建物	397	—	—	397	273	7	124
賃貸土地	759	—	—	759	—	—	759
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 有形固定資産の主な増減額

工器具備品の増加額のうち主なものは、新製品金型476百万円、更新金型123百万円であります。

建設仮勘定の増加額のうち主なものは、吉井工場建設によるもの1,064百万円であります。また、当期減少額は、他勘定への振替によるものであります。

2 無形固定資産

無形固定資産については、資産の総額の1%以下であるので「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3 長期前払費用

()金額は本書金額のうち一年以内に償却予定の金額であって、貸借対照表においては流動資産の部の「前払費用」に計上してあります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	94	43	61	31	43
賞与引当金	1,085	1,326	1,085	—	1,326
役員賞与引当金	—	84	—	—	84
役員退職慰労引当金	197	49	27	—	219

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」欄は、貸倒実績率により設定した一般債権に対する貸倒引当金の洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

① 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	69
預金の種類	
当座預金	661
普通預金	1,893
別段預金	3
定期預金	2,800
小計	5,357
計	5,427

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
伊藤忠建材(株)	206
(株)山善	138
(株)共ショウ	119
ユアサ商事(株)	114
(株)永住産業	106
東建リーバ(株) 他	2,293
計	2,980

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成19年4月	541
5月	949
6月	795
7月	477
8月以降	215
計	2,980

③ 割引手形期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成19年 4月	915
5月	48
計	963

④ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
MAX USA CORP.	1,210
キヤノンファインテック(株)	762
(株)リコー	568
積水ホームテクノ(株)	455
リコーエレメックス(株)	393
MAX EUROPE GmbH. 他	10,324
計	13,714

売掛金滞留状況

前期繰越高 (A) (百万円)	当期発生高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	差引期末残高 (D) (百万円)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留日数(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
11,771	66,695	64,752	13,714	82.6	69.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しておりますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれておりません。

⑤ たな卸資産

科目		金額(百万円)	
		内訳	合計
商品	オフィス機器	0	7
	インダストリアル機器	7	
製品	オフィス機器	856	3,643
	インダストリアル機器	2,787	
原材料	主要材料	91	1,395
	部分品	1,194	
	補助材料	50	
	包装材料	58	
仕掛品	オフィス機器	195	553
	インダストリアル機器	358	
計			5,601

⑥ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
マックスファスニングシステムズ(株)	1,127
マックスシンワ(株)	978
MAX (THAILAND) CO., LTD.	626
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	361
マックス倉賀野(株)	287
美克司香港有限公司 他21社	888
計	4,270

2 負債

① 買掛金

相手先	金額(百万円)
日鐵商事(株)	630
(株)日立メタルプレシジョン	325
マックスシンワ(株)	320
(株)立花エレテック	189
マックスファスニングシステムズ(株)	187
(株)セキスイサインシステム 他	2,822
計	4,476

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券、10,000株券、1,000株券、500株券、100株券および100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき 300円
(株券失効登録)	
株券喪失登録申請料	1件につき 10,000円
株券登録料	1株につき 500円
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞(注)
株主に対する特典	ありません

(注) 1. 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式については、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(3) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡す旨を請求する権利

2. 決算公告については、当社ホームページ上に貸借対照表及び損益計算書を掲載しております。

(ホームページアドレス <http://www.max-ltd.co.jp/>)

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第75期)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成18年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 半期報告書	(第76期中)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	平成18年12月15日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月29日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 厚 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 厚 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6月29日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 稔 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 厚 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

マックス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	田	稔	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福	田	厚	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。